

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

報第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、報第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議案件名簿の 1 ページをお開きください。

報第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法 179 条第 1 項の規定により、専第 2 号 平成 23 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条 3 項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

なお、専決の日は平成 24 年 3 月 30 日でございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の 2 ページから 3 ページに記載のとおり、市税は見込みによる増減補正、地方揮発油譲与税から市債につきましては、確定による増減補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書 4 ページに記載のとおり、総務費から公債費までの各事業の確定精算に伴う減額補正と財源調整に伴い予備費を増額補正する予算措置をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 23 年度下田市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,499 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 6,202 万円としたものでございます。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるということで、

予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は、4件でございます。

まず、経済変動対策特別資金利子補給補助金、農業経営基盤強化資金利子助成補助金、災害対策資金利子補給補助金の3件は、融資実績がなく廃止としたものでございます。

可燃ごみ収集業務委託料は、契約に伴い金額の変更が生じたため補正したもので、期間に変更はございませんが、限度額において事業予定額5,348万円を276万5,000円減額し、5,071万5,000円に、平成23年度予算計上額68万円を36万5,000円減額し31万5,000円に、平成24年度以降における支払額5,280万円を240万円減額し5,040万円としたものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第3条地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

第3表 地方債の補正は、3件でございます。

1件目の須崎漁港水産基盤整備事業は、起債対象事業費の見直しに伴う減額補正で、限度額510万円を30万円減額し480万円としたもの。2件目の白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業は、起債対象事業費の見直しに伴う減額補正で、限度額480万円を50万円減額し430万円としたもの。3件目の第4分団詰所建設事業は、起債対象事業費の確定に伴う減額補正で、限度額1,840万円を190万円減額し1,650万円としたものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

地方債の状況につきましては、専決補正予算書の61ページ記載のとおり、平成23年度末の一般会計における地方債残高は、78億1,401万円となったものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容について、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項1目2節特別交付税までの増減は、交付額確定によるもの、20款4項4目15節保険金受入金27万円の増額は、奉仕活動中の事故に対する保険金1件を受け入れたもの、同17節雑入74万8,000円の減額は、オータムジャンボ配分金交付額確定によるもの、21款1項1目1節水産業債80万円の減額は、起債対象事業費見直しに伴うもの、同3目1節消防債190万円の減額

は、起債対象事業費確定によるものでございます。

総務課関係、16款2項2目3節広報しもだ縮刷版売払代82万円の減額は、販売数が見込みを下回ったもの、20款4項4目15節保険金受入金22万5,000円の増額は、車両等の物損に係る2件の保険金を受け入れるもの、同17節雑入48万円の減額は、広報「しもだ」広告掲載がなかったことによるものでございます。

税務課関係、1款1項2目1節市民税法人現年課税分1,000万円の減額と1款4項1目1節市たばこ税現年課税分1,000万円の増額は、見込みによるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

15款3項1目1節県費徴税費委託金205万1,000円の減額は、委託金確定によるものでございます。

市民課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金56万円の減額、14款2項1目3節国庫消防団安全対策設備整備費補助金56万円の減額、14款3項1目2節国庫戸籍住民基本台帳費委託金1万2,000円の増額、20款4項4目17節雑入10万円の減額は、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

福祉事務所関係、12款2項1目1節社会福祉費負担金21万3,000円の増額は、老人ホーム入所者徴収金確定によるものでございます。

環境対策課関係、15款2項3目2節県費環境対策費補助金21万5000円の減額は、浄化槽設置事業補助金確定によるものでございます。

産業振興課関係、12款1項1目2節農業費分担金51万4,000円の減額と15款2項4目1節県費農業費補助金324万9,000円の減額は、吉佐美大堰改修事業費確定に伴うもの、15款2項5目1節県費商工費補助金723万円の減額は、補正内容欄記載の各事業確定に伴うものでございます。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費観光施設整備費補助金115万円の減額は、ペリーロード公衆トイレ整備事業、ジオサイト整備事業それぞれの補助金確定によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、11款1項2目7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、一時借入を行わなかったことによるもの、12款1項1目予備費は歳入歳出調整額として、2億1,276万1,000円の追加で補正後の額を3億3,403万4,000円としたものでございます。

総務課関係、2款1項3目0141例規関係事務39万円の減額は、例規追録代、データベース化業務委託不用額、2款1項3目0144情報公開推進事業17万2,000円の減額は、情報公開審査会が開催されなかったことによるもの、2款1項5目0210財産管理事務20万5,000円の減額は、旧樋村邸耐震診断業務委託入札差金、2款1項6目0142庁舎管理事業50万円の減額は、光熱水費、電気料の不用額、2款1項6目0220施設管理事業30万円の減額は、消耗品費修繕料不用額でございます。

税務課関係、2款2項2目0470市民税課税事務108万円の減額は、臨時雇賃金、印刷製本費不用額、2款2項2目0471資産税課税事務75万4,000円の減額は、臨時雇賃金、印刷製本費、郵便料、電算処理アウトソーシングの不用額、2款2項2目0472市税徴収事務219万6,000円の減額は、臨時雇賃金、印刷製本費、不動産鑑定業務委託、市税還付金の不用額でございます。

市民課関係、2款8項1目0861地域防災組織育成事業15万4,000円の減額は、防災用備品購入入札差金、8款1項2目5810消防団活動推進事業167万8,000円の減額は、消防団デジタル簡易無線機購入入札差金、8款1項3目5862第4分団詰所建設事業213万5,000円の減額は、建設事業精算に伴うものでございます。

福祉事務所関係、3款2項1目1201老人福祉施設入所措置事業124万2,000円の減額は、老人保護措置費の見込みによるものでございます。

健康増進課関係、3款2項5目1410指定介護予防支援事業126万5,000円の減額と4款2項1目2150健康増進事業10万2,000円の減額は、重点分野雇用創出分の臨時雇賃金等の不用額でございます。

環境対策課関係、4款3項3目2280ごみ収集委託36万5,000円の減額は、可燃ごみ収集業務委託契約差金、4款3項5目2384浄化槽設置整備事業82万8,000円の減額は、浄化槽設置事業補助金確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業1,000円の減額は、農業経営基盤強化資金助成補助金の新規の申請がなかったことによるもの、5款1項5目3201市営農業施設改良事業494万1,000円の減額は、吉佐美大堰改修事業費確定に伴う不用額、5款2項1目3350林業振興事業122万6,000円の減額は、間伐材等利用促進活性化業務委託重点分野雇用創出分確定によるもの、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業54万1,000円の減額は、重点分野雇用創出分臨時雇賃金等の不用額、6款1項2目4050商工業振興事業69万9,000円の減額は、重点

分野雇用創出分臨時雇賃金、空き地・空き店舗調査検討事業委託不用額、6款1項2目4051中小企業金融対策事業50万1,000円の減額は、経済変動対策特別資金利子補給補助金及び災害対策資金利子補給補助金の新規の申請がなかったことによるもの、6款1項3目4100消費者行政事業5万8,000円の減額は不用額、6款1項5目4170ふるさと雇用再生対策事業56万6,000円の減額は、地場産品販路拡大事業委託確定によるもの、6款1項5目4180緊急雇用創出対策事業94万3,000円の減額は不用額でございます。

観光交流課関係、6款2項2目4251観光振興対策事業26万7,000円の減額は、重点分野雇用創出分、観光イベント案内業務委託、観光イベントサポート業務委託と伊豆紀行宣伝委員会負担金の確定によるもの、6款2項2目4252観光振興推進事業10万8,000円の減額は、重点分野雇用創出分臨時雇賃金不用額、6款2項2目4253観光再生プロジェクト事業95万3,000円の減額は、着地型旅行商品企画開発業務委託不用額、6款2項3目4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業164万4,000円の減額は、ジオサイト整備事業確定によるもの、6款2項4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業57万円の減額は修繕料不用額、6款2項5目4402ペリーロード公衆トイレ整備事業9万9,000円の減額は事業精算不用額、10款4項1目7594単独観光施設災害復旧事業（9月21日災）31万2,000円の減額は契約差金でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業14万4,000円の減額は、重点分野雇用創出分保育所特別支援員臨時雇賃金不用額、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業5万円の減額は、重点分野雇用創出分地域保育所特別支援員臨時雇賃金不用額、3款3項6目1452放課後児童対策事業4万7,000円の減額は、重点分野雇用創出分放課後児童クラブ特別支援員臨時雇賃金不用額、9款1項4目6031特別支援教育体制推進事業19万2,000円の減額は、重点分野雇用創出分特別支援教育支援員臨時雇賃金不用額、9款4項1目6250幼稚園管理事業4万3,000円の減額は、重点分野雇用創出分幼稚園特別支援員臨時雇賃金不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） これらは、いずれ決算でやることですので、聞いてもあれなんです、

一応出てきたのでちょっとお尋ねしたいことがあります。

概要の2ページ、広報「しもだ」縮刷版売払代金が82万の減額となっております。当初116万の見込みで82万の減額、売れたのが34万分だと、当初の見込みを下回ってるというよりも、ほとんど3分の1弱になってます。これは、需要があってこういうのを毎年つくっているのか、そういう一定の需要があるってことでやってるんですか。それとも売りたいっていう意向があって、縮刷版で下田市のことをもっと知ってもらいたいという意向があってつくっていることなのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それともう1点、樋村邸の耐震業務委託ですが、当初僕は二百何十万の委託料かと思ったんですが、この818万というのは、これが全額が耐震業務委託に使われたということですか。ここだとそういうふうな表記になってますけれども、実際に使われた診断委託料というのは、どのくらいなのかをちょっとお聞きかせください。

それと、8ページ、9ページですか、商工業振興事業で空き地・空き店舗調査検討事業委託というのをやってますよね。これをやった結果というのは、我々のほうに提出してくれる、こういうふうなことでしたよというようなことは、そういうふうなことも予定されていますか。そこら辺、それだけ以上3点お聞きします。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） それでは、1点目の広報「しもだ」縮刷版の関係でございますが、これは当初290冊販売できるのではないかとというような見込みで歳入予算をつくらせていただきました。これにつきましては、この縮刷版につきましては、本当に久しぶりにつくったというようなことで、その間のこれまでの広報についてまとめさせていただいております。そういうことで、この程度見込めるのではないかとということで、予算化させていただきましたが、現実的には実績は85冊しか売れてなかったというようなことで、約200冊程度が残ってしまっている現状でございます。在庫があるわけでございますので、今後、何らかの方法で市民の方々にもPRを進めて、ご購入いただくような方策はとりたいと思います。ぜひ議員さん方にも、市民の方々にご周知いただけるようにご協力をいただきたいと思います。

それと、2点目の旧樋村邸の耐震診断でございますが、これは先日の全協でもご報告させていただきましてとおりの結果でございます、実際の委託は199万5,000円でございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 今、ご質問の空き地・空き店舗調査検討事業委託は、終了し

ておりますので報告書は出ております。決算のときにお配りしようかと思ったんですが、もし早いほうがいいということであれば、ご希望があれば配付させていただくことは可能ですけれども、決算のつもりでございました。物はできております。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 試しに縮刷版は1冊幾らですか。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） 1冊4,000円でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 概要の5ページにまとめてあって、各課にわたることではありますが、重点分野の雇用創出事業臨時雇いで事業を進めている、本来であれば予算を全部使い切らせていただくと、こういうことが必要かと思いますが、ここで減額補正をする理由というのは、どういうことであったのか。特に、鳥獣被害の対策等は差し迫った課題ではないかと思うわけではありますが、臨時雇賃金を余しているという現状ではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 沢登議員のご質問ですが、今ちょっと明細といいますか、個々のものを持っておりませんが、基本的に当初予定していた日数というのが原則あるんですけれども、それが若干出勤日数が足りなかったりとか、そういったところが主で、それが全部いろいろな社会保険料とかに影響してくるということで、基本的には人件費の減ということなんです。当然緊急雇用ですから人件費がほとんどなんですけれども、それに伴っていろいろな経費が減ってきてるということで、全体的な減額ということでご理解いただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 結果はわかりましたけど、何でそのような事態になったのか、再度尋ねたいと思います。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 20程度の事業があったわけですが、それぞれいろいろな事情があると思いますが、当然職員として出てきていただくわけですが、当初予定していた例えば20日が18日になったりとか、それは個々の事情がそれぞれの課で、またその

雇われた方の事情で減ってきてるということで、特別に特定される理由というのは特にありませんけれども、予算が足りなくなると当然困りますので、規定の日数で算定させていただいて、当初予算は算定していただいたものが最終的に若干日数的に減ってきたと、そういう事情でございます。一般的事情といいますか、個別の特別な事情というのは、特に私どものほうも聞いておりません。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会付託に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。



税務課長。

税務課長（前田眞理君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページ、専第3号は下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことの報告をさせていただくものでございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されております改正文どおりの改正となっております。

提案理由でございますが、平成24年度において平成22年度、23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する事項を中心に改正を行ったものでございます。

お手数でございますけれども、条例改正関係等説明資料の1、2ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第36条の2、市民税の申告でございますが、申告に係る規定の改正でございます。年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）の控除を受けようとするときには、扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）を記載し、年金保険者に提出することとなることから、当該控除の申告を不要とするため、条文から「寡婦（寡夫）控除額」を削除するというものでございます。

次に、第54条、固定資産税の納税義務者等第7項につきましては、施行規則の条例番号の変更でございます。

次に、附則第11条、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございますが、土地に対して課する固定資産税の特例を平成24年度から平成26年度まで3年間延長するもので、見出しの年度の変更と第6項中の項

番号の変更でございます。

次のページをお開きください。

附則第11条の2、平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例でございます。見出しの年度、平成22年度を平成25年度に、平成23年度を平成26年度に改めまして、本文中の年度も同様の年度に改めるものでございます。

第11条関連におきましては、平成24年度の評価替えに伴う年度表示に関する改正でございまして、土地・家屋について3年ごとに評価を見直す制度がとられておりまして、平成24年度が評価替えの基準年度となりますことから、年度表示を改めるというものでございます。

例えば、「平成21年度から平成23年度」とありますのを「平成24年度から平成26年度」に、「平成22年度又は平成23年度」とありますのを「平成25年度又は平成26年度」と、こういうふうに現行の仕組みを平成26年度まで3年間延長するというものでございます。住宅用地に係る据置特例につきましては、平成24年度から2年間の経過措置を設けた上で平成26年度に廃止するという内容もつけ加えさせていただいております。

3ページ、4ページをお開きください。

附則第12条、宅地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例でございます。こちらにつきましても見出しの年度を本文に記載の年度及び条文の整備でございます。

第2項におきましては、「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に改めまして、第4項を削除し、第5号を第4項に、第6項を第5項に改正するものでございます。削除した文面からは、次のページに示してございます。

すみません、次のページをお開きください。

附則第13条、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例でございまして、附則第12条同様、見出しの年度及び本文に記載の年度の改正でございまして、農地に係る固定資産税の課税標準の負担調整措置が3年間延長されるというものでございます。

次のページをお開きください。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例でございますが、同様に期間が3年延長される内容となっておりますが、この税目につきましては、現在課税停止ということになっております。

次に、附則第21条の次に次の1条を加えるものでございます。

附則第21条の2は、特例民法法人から移行した一定の法人・特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館または博物館を設置した場合に係る固定資産税が非課税措置の規定の適用を受けようとする場合に必要となる書類について記載してございます。下田市の施設の場合でございますけれども、この条例を適用として該当する施設はないものと判断しております。

次のページをお開きください。

附則第22条の次に次の1条を加えるものでございます。附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を新たに加えたものでございます。東日本大震災関連法による期間延長に伴う改正、附則第22条の2第1項でございます。被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間を「3年」から「7年」に延長するというものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。見出し中の「適用期限」を「適用期間等」に、条文冒頭でございます法律名を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改めまして、同条に第2項を加え、東日本大震災による居住の用に供することができなくなった従前の家屋と新規に取得等をした居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を重複して受けた場合、控除対象期間の残りの期間につきましても、引き続き税額控除を適用することができるというものでございます。この特例でございますけれども、現時点でこの適用の対象となる方は、下田市にはいらっしゃらないというふうに判断しております。

次のページをお開きください。

附則第26条、宅地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例及び附則第27条、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、先にご説明申し上げました附則第12条及び第13条の改正と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。

附則第30条、第31条の改正につきましては、条及び項番号のずれによる改正となっております。あとは条文の整備ということでございます。

議案件名簿の7ページにお戻りください。

附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定

につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2条、市民税に関する経過措置でございますが、第1条で施行期日についてご説明申し上げましたが、第36条の第1項の記述につき、施行日以前の取り扱いにつきましては、従前どおりである旨の規定でございます。

次に、第3条、固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項については、第2条の市民税の経過措置と同様でございます。

第2項については、住宅用地に係る据置特例の廃止に伴う経過措置は、課税標準額の上限を平成24年度及び平成25年度に限り「10分の8」から「10分の9」に引き上げるというものでございます。

第3項については、改正後の新条例の規定の適用について条文の整備となっております。

次のページをお願いいたします。

次に、第4条、都市計画税に関する経過措置でございますが、第3条の固定資産税の経過措置と同様の改正となっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 毎回、税賦課条例の改正についてはお聞きするんですが、この改正によって、下田市の税収にプラスになるのか、マイナスになるのか、あるいは変わらないのか、そこら辺のことをまず1点お聞きします。

2点目は、言葉の意味なんですが、商業地等据置固定資産税額というのと商業地等調整固定資産税額というのと、これは何が違うのか、その言葉の意味を教えてください。

3点目に、土地の固定資産税3年ごとに評価額の見直しをするという、その24年度が見直しの時期だというふうなことを今ご説明受けましたが、ここのところ地震、津波の特に25.3メートルという数字が出て以来、特に旧町内及び本郷地区等々ほとんど土地の売買価格が底値近くになってきているという現状があります。売買が成立しないということにもなっております。ここら辺の事情が固定資産税の見直しにどのように反映されていくのか、税務課のお考えをお聞きします。

以上、3点です。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） まず、1点目のご質問でございますけれども、前回3月定例会のときの当初予算の説明の中でもご質問をいただきましたとき、私はその時点で資産税関連で約200万円ほどではないかと推計をしていると回答を申し上げましたが、現在、納付書の発行がされている現状ですが、まだちょっと調整中でここではっきりとした回答はできませんが、前回答えさせていただいた200万円よりは、もう少し上乘せになるものと推計をしております。次回以降の補正予算で計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

2点目の商業地のところは、ごめんなさい、何条の、商業地っていうの結構出てきてますよね。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） しっかり場所を指摘して、課長さんはしっかりお答えください。

税務課長（前田眞理君） すみません。2番目の質問については、ちょっとすみません、今資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

それから、3点目の本年度が評価替えでした。津波高が発表されてから土地の取引がないということで、その点についてはどういうふうに考えているかというご質問だったかと思うんですけども、確かに津波高25.3ということで、私どもの窓口のほうにも関連の業種の専門の方たちがいらっしゃいます。土地の取引がなくなって、本当に困ってるよなというようなお話は伺っております。ただ、それがいきなり土地の価格にどういうふうに反映するということは、現在ございません。というのは、路線価方式を採用しておりますので、大きな影響というものは、今のところはございません。

ただ、今回の補正の中に鑑定業務の増額補正をお願いしておりまして、3年に一遍の評価替えに備えまして、112ポイントの不動産鑑定をしております。中間年の2年については、45カ所ということで、半分以下のポイントになってますよね。それをやはり津波高25.3ということを受けて、今後どのような評価に対するものに加味していくのかということが必要になると考えておりますので、今後補正の説明がございましたけれども、その中で112カ所の不動産鑑定をさせていただきたいと、税務課のほうではそのように考えております。

ちょっと2番目の質問、申しわけございませんけれども。

議長（大黒孝行君） 指摘をしっかりと、指摘に答えられなかったら、申し入れをしてください。場所の指摘、どのページ、どの場所にあるかということ。

税務課長（前田眞理君） それでは、申しわけございません。今、議員さんのご質問にありました表示されております6ページでございますけれども、そのところで、例えば4項の冒頭のところでございますけれども、負担水準が0.6以上0.7以下のものという表現と、それから5項のほうで負担水準が0.7を超えるものに係るというふうな表現がございまして、その差であるというふうに考えております。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） それならば、負担水準とはどういうものなのかということの説明も、またしてもらわなければちょっとわかりません。

それとあと見直しによる津波等々による影響というの、これは118ポイントの見直しの評価のあれですか、中には当然入ってきます。それによって、実際の土地の売買等々が下がってくれば、路線価にも当然影響すると思いますので、そういう意味では影響はあるというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

〔「ちょっと休憩をいただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 休憩の申し入れがございました。

当局の答弁者のほうからでございます。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 10分間休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前10時58分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（前田眞理君） 大変貴重な時間をいただきまして申しわけございませんでした。

先ほどの議員さんのご質問につきまして、回答のほうをさせていただきたいと思います。

私どものほうで毎年つくっております「固定資産税のしおり」というのがありまして、そこに大変わかりやすい図式の説明がございまして、これを後ほど皆様のほうに議長の承認を得た上で配付のほうをさせていただきたいと思います。

そのほうに書かれておりますのが、この制度が平成6年度に制度として改正がされております。いわゆるバブル時期を超えまして、先ほどのご質問にもありましたけれども、土地が随分高い売買価格になったりと、そういう時代がございました。先ほどの質問ですと低くなったけれども、どうなのというのがありましたけれども、その当時は高いけれど税額がそこまで上がると納税できないというような状況が生じますので、平成6年度にこの調整についての制度が決められました。その時点で宅地につきましては7割評価、一度は皆さんお聞きになられた言葉かなというふうには思いますけれども、7割評価をするんだよということでございます。ここに書かれております。ごめんなさい。色がついてるんですけども、7割評価、この7割のこちらの7割以上の分は非常に高いよということで低くしなければ納税できないということで引き下げという調整を行っているエリアでございます。それから6割から7割につきましては負担措置、いわゆるこれは据え置きをしているエリアだよということで、このような図式化がされております。

それから、負担調整につきましては、評価額に実際の税負担算出のもとである課税標準額をあわせて納税者の税負担が急増してしまうため、先ほど申し上げましたすごく高くなるよということですね。毎年課税標準額を緩やかに引き上げ徐々に評価額を近づけていくという仕組みを設けました、その当時、それが負担調整措置ということで、現在も高いものは低く、低いものは少しずつ上げていくというような調整が現在まで引き続き制度として実施されております。すみません、そういうことです。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 報第4号をご説明いたします。

それでは、議案件名簿の10ページをお開きください。

報第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容をご説明いたします。

それでは、恐れ入ります。11ページを飛ばしまして、12ページをお開きください。

下田市条例第8号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下田市国民健康保険税条例（昭和36年下田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものです。

附則第16項となります。

まず、見出しを（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）とし、第16項世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは、「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国保関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。以上が改正の内容です。



この条例は平成24年4月1日から施行してございます。地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日からの施行にあわせ本件改正条例を3月31日に専決しましたので、承認を求めるものでございます。

説明につきましては、以上のとおりでございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 報第5号及び報第6号の上程・説明・質疑

議長（大黒孝行君） 次は、日程により報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の13ページから18ページをお開きください。

初めに、報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

13ページのかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書は地方自治法施行令第146条第2項において、翌年度の5月31日までに調整し、次の議会に報告しなければならないと規定されておりますが、本市におきましては「予算の編成及び執行に関する規則」第9条に内訳書とともに4月末日までに調整することとなり、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、14ページ、15ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、公共道路橋梁施設災害復旧事業（9月21日災）でございます。この事業は、平成23年9月21日に接近した台風15号により被災した市道須郷線道路災害復旧事業で年度内完了の見込みがつかず、平成24年3月議会におきまして議決をいただいたもので、繰越額は955万円で事業は平成24年4月27日に完成したものでございます。

以上、報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

16ページのかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第146条第2項において、翌年度の5月31日までに調整し、次の議会に報告しなければならないとされておりますが、本市におきましては「予算の編成及び執行に関する規則」第9条に内訳書とともに4月末日までに調整することとなり、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、17ページ、18ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、下水道枝線管渠築造事業でございます。この事業は中地区下水道枝線管渠築造事業で年度内完了の見込みがつかず、平成24年3月議会におきまして議決をいただいたもので、繰越額は議決をいただいた金額と同一の210万円で事業は平成24年6月30日の完成を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 平成23年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 平成23年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑を終わります。

報第7号から報第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第1号））、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号））、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第1号））、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会

計補正予算（第2号））以上、5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、報第7号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第5号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第1号）から報第9号 専決予算の承認を求めることについてに係る専第7号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括してご説明申し上げます。

議案件名簿の19ページから21ページをお開きください。

初めに、報第7号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

19ページのかがみでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第5号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、専決の日は平成24年4月16日でございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、「子ども手当」から「児童手当」へと制度が改正されたことに伴う歳入の増減補正、歳出の組み替えと予防接種事業におきまして個別接種から集団接種としたことに伴う歳入の減額、歳出の組み替えをしたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,229万6,000円としたものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金600万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れたものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目3節国庫子ども手当負担金1億9,634万6,000円の減額、14

款1項1目7節国庫児童手当負担金1億8,257万4,000円の追加、15款1項1目2節県費子ども手当負担金3,416万6,000円の減額、15款1項1目8節県費児童手当負担金4,104万9,000円の追加は、子ども手当から児童手当へと制度が改正されたことによるものでございます。

健康増進課関係、15款2項3目1節県費保健衛生費補助金181万5,000円の減額は、予防接種事業におきまして、個別接種から集団接種としたことによるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、12款1項1目予備費26万7,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費は増減はなく、子ども手当から児童手当へと組み替えたものでございます。

福祉事務所関係、3款3項2目1501子ども手当支給事業2億6,467万5,000円の減額、同12目1502児童手当支給事業2億6,467万5,000円の増額は、子ども手当から児童手当へ組み替えたものでございます。

健康増進課関係、4款1項2目2020予防接種事業203万7,000円の減額は、予防接種事業におきまして個別接種から集団接種としたことによるものでございます。

環境対策課関係、4款4項1目2410水道事業会計操出金40万円の減額は、子ども手当から児童手当へと制度が改正されたことによるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第5号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第8号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成24年4月16日でございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、「子ども手当」から「児童手当」へと制度が改正されたことに伴い、歳出の組み替えをしたものでございます。

それでは、補正予算書の23ページをお開きください。

平成24年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、予算書の24ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、健康増進課関係、1款1項1目9200介護保険総務事務は増減はなく、子ども手当から児童手当へ組み替えたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第8号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第9号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議案件名簿の21ページをお開きください。

地方自治報第179条第1項の規定により、専第7号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成24年4月16日でございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、「子ども手当」から「児童手当」へと制度が改正されたことに伴い、歳出の組み替えをしたものでございます。

それでは、補正予算の33ページをお開きください。

平成24年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、補正予算書の34ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、上下水道課関係、1款1項1目8800下水道総務事務は増減はなく、子ども手当から児童手当へ組み替えたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 専決処分の承認を求めることについ

てに係る専第5号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第1号)から報第9号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第7号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 上下水道課長。

上下水道課長(平山雅仁君) それでは、水道事業関係の専決補正予算についてご説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開きください。

報第10号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第8号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成24年4月16日でございます。

お手元の水色の水道事業会計予算書補正第1号のご用意をお願いいたします。

補正予算の内容でございますが、「子ども手当」から「児童手当」へと制度が改正されたことに伴い、収入の一般会計繰入金の減額と支出の組み替えを行ったものです。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、平成24年度下田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で予算第3条を次のとおり補正するものといたしまして、収入、第1款水道事業収益を40万円減額し7億1,382万5,000円とするもので、その内訳といたしまして、第2項営業外収益を40万円減額し454万5,000円とするものでございます。

第3条は、他会計補助金で予算第9条を次のとおり補正するものといたしまして、子ども手当補助金53万6,000円を40万円減額し13万6,000円に改めるものです。

次に、予算に関する説明書でございます。2ページ、3ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出で収入、1款水道事業収益は40万円減額し7億1,382万5,000円とするものでございます。

2項営業外収益は40万円減額し454万5,000円とするもので、内訳といたしまして2目他会計繰入金40万円の減額は、他会計補助金の減額によるものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は6億6,015万5,000円で増減はございません。1項営業費用は5億3,623万5,000円で増減はございません。5目総係費は3,031万9,000

円で増減はございませんが、手当の当初予算の子ども手当58万円を児童手当に組み替えるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業会計資金計画でございます。受入資金は40万円減額し11億1,478万5,000円とするものでございます。支払資金は9億4,593万1,000円で増減はございません。この結果、資金残高は1億6,885万4,000円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、費用の増減はございません。下段手当等の内訳の区分、子ども手当の欄に児童手当の表記を追加しております。

8ページ、9ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。平成24年度当初予定貸借対照表に補正第1号の予定額を減額したもので、8ページ末尾に記載してありますように資産合計は65億8,109万4,000円となるものでございます。

9ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億8,109万4,000円となり、先の資産合計と一致し貸借対照表は符合しているものでございます。

10ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億7,550万5,000円から2の営業費用5億2,709万5,000円を差し引いた営業利益の1億4,841万円は増減ございません。

次に、3営業外収益454万円から4営業外費用1億502万7,000円を差し引きますとマイナス1億48万7,000円となり、この結果計上利益は4,792万3,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、純利益は当初予算の40万円減の3,892万4,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第10号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第8号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、議案件名簿の23ページをお開きください。

報第11号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法179条第1項の規定により、専第9号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり



専決処分したので、同条 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成24年 5 月 2 日でございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、平成24年 5 月 2 日の大雨による被災復旧経費と L E D 照明導入経費等を補正したものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成24年度下田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,129万6,000円としたものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の 2 ページから 3 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、18款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金700万円の追加で、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

総務課関係、20款 4 項 4 目16節雑入200万円の追加は、庁舎 L E D 照明導入に係る市町村振興協会公共施設省エネルギー機器導入事業助成金を受け入れるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、12款 1 項 1 目予備費 5 万5,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2 款 1 項 3 目0140行政管理総務事務133万9,000円の増額は、自動車関係の法改正により、リース予定マイクロバスの 6 月中の納車が不可能となり 4 カ月間の空白期間をレンタルで対応するもの。2 款 1 項 6 目0142庁舎管理事業210万円の増額は、庁舎 L E D 照明導入に係る経費でございます。

市民課関係、3 款 5 項 3 目1841災害対策事業27万6,000円の追加は、平成24年 5 月 2 日の大雨による災害対応に係る経費でございます。

産業振興課関係、10款 1 項 5 目7215単独林用施設災害復旧事業（5 月 2 日災）53万円の追加は、林道 4 路線 4 カ所の復旧経費、10款 1 項 6 目7235単独水産施設災害復旧事業（5 月 2

日災) 25万円の追加は、白浜漁港板戸地区の流木処理経費、10款1項7目7202単独農用施設災害復旧事業(5月2日災) 67万円の追加は、用水路2カ所の復旧経費でございます。

建設課関係、10款2項3目7417単独河川災害復旧事業(5月2日災) 70万円の追加は河川2カ所の復旧経費、10款2項4目7468単独道路橋梁施設災害復旧事業(5月2日災) 203万円の追加は、13路線13カ所の復旧経費でございます。

学校教育課関係、10款3項3目7575単独幼稚園施設災害復旧事業(5月2日災) 116万円の追加は、下田幼稚園落石撤去等に係る経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第11号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第9号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 報第7号から報第11号の当局の説明は終わりました。これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度下田市一般会計補正予算(第1号))に対する質疑を許します。

1番。

1番(竹内清二君) 2点ほどお聞かせください。予防接種の件なんですけれども、まず個別から集団になったというこの理由をお聞かせいただきたいと思います。

あと、もう1点、ワクチンについての接種なんですけれども、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ということでございますが、この対象者をお聞かせいただきたいとともに、この対象者が周辺自治体と格差が現在生じているということが言われております。その点についてお聞かせください。

議長(大黒孝行君) 健康増進課長。

健康増進課長(平山廣次君) 1点目ですが、今回当初予算では個別接種での予算計上ということをお願いしたわけです。今回集団接種という、こういった形での今度予算編成の変更をお願いしたわけです。これにつきましては、賀茂医師会との協力の中で行っているといった、こういった状況でございまして、当初予算を作成する段階においては、個別接種ということで賀茂医師会との協議が整っていたわけですが、最終的な賀茂医師会の理事会等で集団接種にしていくというこういった内容でございまして、それに沿った形で我々も予算編成を集団に変えたという、こういったことでございます。

賀茂医師会及び市の中でも集団接種でいいのか、個別接種でいいのかという議論は当然あ

るわけです。具体的に、個別接種でいきますと健康状態を確認しながらできるという、こういった利点もございます。集団接種でいきますと接種率が高いという、こういった部分がありまして、そういったものを踏まえながら賀茂医師会が決めてきて、我々もそれにお願いしてやっている状況でございます。

次に、ワクチンの接種でございますが、いわゆる定期接種というのが1類と2類にありまして、今回の予算の中では任意接種の部類でございます。こういった任意接種については、昨年からは始まったわけですが、具体的に昨年から任意接種を補助金でやるということで進められております。具体的にはヒブワクチンと小児用肺炎球菌、これらはゼロ歳から4歳、これは年齢が高くなれば罹患率も少なくなると危険も少なくなってくるということで、ゼロ歳から4歳ということで行っております。

また、子宮頸がんにつきましては、4学年ということでの補助金をいただいております、下田については中学1年生から高校1年生までを対象に昨年行っております。今回につきましては、中学1年生の新規分と去年23年度に打ち漏らした前年の中学1年から高校1年生までを対象に行っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 市町村で特に実態が違うということは、我々、私たちは把握してるわけでございます。やはりワクチンは今回の部分は任意の予防接種ということで、予防についてはワクチン接種、これは極めて公衆衛生上大事だというふうには理解はしております。ただ、各市町村それぞれ財源的な手当等の関係等がございます、今回中1から高1を、昨年ですね、対象にやらせていただいたという、こういった部分もあります。今後、こういったものを踏まえながら、いろいろなワクチン、今後、今厚労省のほうでもワクチンについて拡大をしていくような見通しがあります。具体的には、今いってる子宮頸がんのワクチンとか、ヒブとか小児用肺炎球菌、こういったものを定期接種にするというような検討もされておりますので、そういったものを見ながら今後進めてまいりたいと思います。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、予防接種の集団あるいは個別ということに関しましては、医師会のご判断によって変更ということですが、やはりこれに関しましては、医師会がこう言うから集団から個別に

変更するという制度を急に変えるということは、やはり助言はいただくにしても、ある程度イニシアチブというものは市のほうがとるべきではなからうかなと、その方向性を医師会に当然ゆだねるということによって予算が変更するのであれば、もっと事前に調査をすべきなのではないかなと感じます。これは要望として、今後も慎重に進めていただきたいなと思います。

ワクチンの接種についての年齢の格差なんです、特に子宮頸がんのワクチンについて、平成22年度の10月でしたよね、閣議決定された後の各市町村の施行ということで、本市においては、2年目に入ったということで判断しておりますが、昨年度より南伊豆町は高校3年生まで、初年度からは東伊豆町等においてはやはり高校3年生までを対象にしているということで、特に高校生になりますと学区が同じ学区、下高ですとか稲取高校の中で、片や二、三年生の中で、私は市町村で受けられましたと、下田市の子供は高校二、三年生が受けられないという実態が起きております。

手厚い住民サービスということで考えれば、こういった格差はなくすべきではなからうかなと思いますし、当然先ほど財源確保の点で、やはりそこに格差が生じているということもよくわかりますが、今回補正で減額が発生してるわけですよ。おおよそこの委託費の中でも子宮頸がんワクチンにおいては、524万円の減額が起きているという現状なんであれば、その部分をカバーする財源というのはないということよりも、より手厚いサービスを提供するというのを優先して、こういった専決の判断をしていただきたいなと思うんですが、その点について、今後、高校二、三年生へのサービスというものを拡充する予定は考えはあるかどうか再度お聞かせください。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） やはり新たなワクチンの定期接種化、これは23年から始まったわけですが、継続的な接種を行うということにつきましては、当然財源の確保が必要になってくるという部分があります。この財源についてどのように使うかということは、やはり皆さんと議論しながら決めていくわけですが、下田市にとっては昨年度、高校1年から中学1年ということでお願いした、スタートした形でございますので、これをスタートとして、あとは中学1年生を順次接種をお願いしたいという、こういった部分で進めております。

ただ今後、賀茂医師会とこういった形で詰めていくわけですが、具体的にワクチンにつきましては拡大をしていく状況でございます。やはり先ほども言われたとおり、賀茂医師会と

の協議を今から実はもう進めておまして、ヒブとか小児用肺炎球菌以外にもおたふくとか  
口タ、こういったものもありますので、賀茂医師会としてもやはり拡大にあわせた形で内部、  
部局の中で検討部会を設けたりして、我々のほうと共同して進めるような体制を構築するよ  
うな形で進めているというふうには聞いております。先ほども言ったとおり子宮頸がんにつ  
いては、中学1年生を対象にしていきたいという、こういった部分でございます。

なお、ワクチンについて先ほども申しましたとおり公衆衛生上、極めて重要でございます。  
ただ、感染症といわゆる今後検診、感染症と検診の充実等を踏まえながら皆さんの健康を守  
るような形で進めていきたいと思えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） これは要望です。まず、各市町村との本当に格差が生まれているとい  
うことを認識していただいて調査をしてください。そして、今の高校二、三年生の子供を持  
つ下田市民の親御さんが隣町に引っ越そうかという声があると、そのくらいまでサービスが  
低下しているということを認識してください。これは要望です。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 竹内議員と同じ観点でございますが、子宮頸がんのワクチン接種が賀  
茂医師会の理事会で病院接種、個別接種から集団接種になったと、こういうご答弁をいただ  
いたわけですが、賀茂医師会の事情というのはどういうことであったのかと。

接種を受ける子供たちに、あるいは親御さんにとってみれば、個別接種のほうがどちらか  
というと接種しやすいんじゃないかと、こういう思いもあるものですから、そこら辺のとこ  
ろは理事会でどういうわけでこういう判断を賀茂医師会がされたのかと。今後に通じること  
かと思えますので、それが個別接種の復活等々含めて検討できるものなのかどうなのか、集  
団接種だけではなくて、当然個別接種の検討もすべきだろうと思えます。

それから、竹内議員が言われました格差の問題というのは、そういうことがないようにぜ  
ひしていただきたいし、予算が残っていて、それをそういうぐあいに振り分けないというの  
は、やはりきっちり検討していただくような課題ではないかと、こういうぐあいに思うわけ  
です。意見と質問と両方で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 賀茂医師会のほうに、我々としても個別の状況を見ながら接種していただきたいという要望はうちのほうから上げてございます。そういった関係で事務サイドでは個別接種ということで、うちのほうからの要求をして、ある意味そういった要望は承知していたわけではございますが、最終的には集団の接種になったという、こういった理解でございまして、我々のほうとしては個別接種のほうに向けての努力はしております。

ただ、受け入れる体制としては、集団接種ということでなっておりますので、これは賀茂医師会、我々下田市と連携をとりながらやっていかなければならない事業でございますので、今後こういった我々のほうも個別接種でいくような要望を賀茂医師会に上げて、今後また来年度以降、ワクチンの接種について安心ができるような形で進めていきたいと思っております。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ質問させていただきたいと思っております。

今回の専決で、下田幼稚園の専決がされているわけですが、振り返ってみますと6月4日の全協のときに、今後の方針ということで当局から説明がございました。なおかつ、今回の議会において平成23年度に予算計上しました基本計画の策定、基本計画が示されました。そこで、この大変今後のその方針を確定する意味において、非常に大切な議会だと思っております。

そういう視点から質問させていただきたいんですが、今回、この基本計画の策定を配付したというのは、この内容を昨日受けてちょっと見た、さらっと見たところ、いわゆる定員を182名にしておりますね、基本計画、認定こども園ですよ。これは、いわゆる全協の中でいろいろと議論されましたけれども、この基本どおりにいきますよと、そうすると下田幼稚園の暫定的な専決で110万ほどかけて、とりあえずは対応したと。しかし、あの全協においては、今後の恒久的な対策は今後検討したいんだと、幼稚園についてね、この辺について、いわゆる基本的な方針が今回補正では200万ばかりの用地取得の予算が出ておりますが、この辺の基本方針についてひとつ示していただきたいと思うんです。

議長（大黒孝行君） 質問の途中ですが、お諮りいたします。

ここで、午後1時まで休憩してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

14番。

14番（大川敏雄君） 申しわけありません。先ほどの質問は勘違いで場所を間違えました。取り消します。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。



よって、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第1号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第2号））に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） まことに皆さんにご迷惑をかけてすみませんでした。この2号の専決の内容の中に、ちょうど予算説明書の19ページでございますが、幼稚園の災害復旧事業の110万円が計上されております。これについては、何ら異議はないものでございますが、かつて6月4日の全協のときに当局の今後の方針として、今回専決でやった当面の防護施設の安全対策については、今回の専決の処理で予算計上して対応したと。これに加えて、今後いろいろな調査をして恒久対策あるいは工法を検討したいと、こういう表明はされているので

すが、その後、これはある程度時間的に急ぐ必要があるという認識に立って質問してるわけですが、どのような検討をされているかお尋ねいたします。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、下田幼稚園の恒久的な安全対策の検討ということでございます。まず全協のほうでもお話しさせていただきましたとおり、その当時から土木業者の方をお願いいたしまして、どのような工法があるのかということで今までちょっと見ておったところでございます。つい先日ちょっと提案をいただいたものでございます。

現時点では3案ほどございまして、1つ目につきましては、重力式擁壁の設置というものでございます。これにつきましては、のり面につきましては何の措置もせずに安全距離を確保して、例えば10メートルなら10メートル、そこに擁壁を設置するものでございます。経費につきましても非常に概略なものでございますけれども、大体1,700万ぐらいかかるのではないかなというようなことでいただいております。

また、2つ目につきましては、のり面の掘削法でございます。こちらにつきましては、安定勾配でのり面を掘削して、それから落石防護柵を設置するというものでございます。こちらにつきましても、概略の経費で約5,000万ほどということでございますけれども、ボーリング調査ですとか、あと仮設の防護柵の設置ですとか、また用地の購入等も出てこようかというものでございますので、やはりそれより多少上回るのではないかとということでございます。こののり面掘削ですと、やはり抜本的な解決が可能となって、安全性は確保できるものとは考えております。

あと、3つ目ということでのり面保護工法でございまして、のり面はそのままございまして、そこにフレームとアンカーを打ち込んで、それで防護措置を施して、それからまた落石防護柵を設置するというようなものでございます。こちらにつきましても、やはりちょっと5,000万ほどの経費がかかるのではないかとということでございます。いずれにいたしましても、先日ちょっといただいたばかりの提案でございまして、内部での検討もされておられません。今後、教育委員会だけではなくて、専門的な意見もいただきながら、工法、経費等含めて比較、検討して恒久的な安全対策のほうを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） わかりました。ともかく現状のこの幼稚園の落石防止をしながら対応したいと、基本的には、こういうことですが、時間的に大体おおむねいつごろまでにこれ

を対応したいという一つの時間的な計画があれば教えていただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 可能でありましたら、9月補正で対応させていただきたいと私どもは考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

11番（土屋 忍君） ちょっと1点だけ、LEDの絡みなんですけれども、歳入のほうで市町村振興協会云々というのがあるんですけれども、これはどのような関係団体なのかというのをちょっと説明してもらいたいのと。

歳出のほうでの庁舎管理事業として、210万円でLED照明を、200万がそちらのほうから入ってくるということで、それをほぼ全額ということだと思っておりますけれども、これはどのような形でやっていくのか、庁舎といっても広いわけで、どのようなところを計画しているのかということをお聞かせ願いたいですが。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（名高義彦君） それでは、静岡県の市町村振興協会というところがございまして、こちらは宝くじ、年5回あるわけなんです、その収益金を基金として全国の県単位で振興事業を行う目的に設立された各県にございます振興協会でございます。その中の事業といたしまして、公共施設省エネルギー機器導入支援事業というものが今年度から新規に始まりまして、そういうことで、名乗りを上げさせていただきまして、採択されたということで、これにつきましては1市町当たり200万円が上限で助成されるものでございます。そして、LEDの蛍光灯型の電灯になるわけですが、今現在考えておりますのは、庁舎、この庁舎施設を考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 大体わかりました。ただ、庁舎をやるといいましても、やはり省エネルギーということを考えますと、やはり朝から晩までついているところが一番効果が、電気料を下げるにおいても一番効果があるのかなというふうに思います。そういう意味で、時々つけるところというのは必要ないわけで、やはり朝から晩までついているようなところというものが一番省エネには効果があるのかなというふうに思いますので、その辺を考えた

上で、できれば私が考えるには地元の業者をしっかりと使っていただいて、いつも言ってますけれども、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議第29号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第29号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、議案件名簿の24ページ、議第29号につきましてご説明を申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます、地方税法第423条

第3項の規定により議会の同意を求めます。この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務者のある者または固定資産の評価について、学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任するというものです。

本市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして、旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区より1名ずつ計3名の方に委員としてお願いするところでございます。このうち現在、旧下田朝日地区より選任されております望月兼春委員が、この6月29日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものです。

今回、選任の同意をお願いしたい望月兼春様は、昭和21年5月23日生まれの現在66歳で、住所は下田市一丁目19番21号でございます。望月様は元伊豆信用金庫の銀行員でございまして、昭和47年に入行、平成15年6月に退職され現在に至っておりますが、その間、融資等にもかかわり固定資産の評価につきまして、多くの経験を積んでいる方でございます。

以上のとおり、固定資産評価審査委員会の委員といたしまして適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意がいただけますようよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 議第30号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第30号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（名高義彦君） それでは、議第30号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の25、26ページをお開きいただきたいと思います。

25ページは議案のかがみでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由に記載してありますとおり、本年5月1日、共立湊病院が一部事務組合下田メディカルセンターに名称変更をいたしました。これに伴いまして、構成団体として加入している一部事務組合でございます静岡州市町総合事務組合の規約を変更するもので、一部事務組合の規約を改正する場合は、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、静岡県知事の許可を受けなければならないこととなっております。

また、地方自治法の第290条では、この協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回下田市市議会の議決をいただくものでございます。

変更内容につきましては、26ページにございまして、規約の別表第1及び別表第2の中の「共立湊病院組合」を「一部事務組合下田メディカルセンター」に変更させていただくものでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の19ページ、20ページをご覧いただきたいと思います。

思います。

見開き左側のページが変更前、右側のページが変更後でアンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

別表第1（第2条関係）は組合構成団体を列挙しております。半分下の別表第2（第3条関係）につきましては、組合で共同処理する事務区分によりまして、第3条第1号に関する事務の構成団体、その下にございます第3条第2号及び第3号の事務区分の構成団体が列挙されております。その中のそれぞれの共立湊病院組合を一部事務組合下田メディカルセンターに変更させていただくものでございます。

すみません。議案件名簿の26ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この規約につきましては静岡県知事の許可の日から施行するというものでございます。

雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第31号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第31号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第31号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の27ページ及び説明資料の21ページ、22ページをお開きください。

本議案は地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連号告示第1号）の一部を別紙のとおり変更するものです。

最初に、本議案の提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い規約の変更を行うためでございます。

次の28ページをお開きください。

それでは、規約の変更の内容についてご説明いたします。

別表第2備考1中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削り、同表備考2中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削る。変更の内容は以上のとおりです。

それでは、次に説明資料の21ページ、22ページをご覧ください。

左側の21ページが変更前で、右側の22ページが変更後でございます。下線が引かれている箇所を変更するものでございます。

別表第2（第17条関係）の備考の内容を変更するものであり、別表第2は関係市町の負担金の算出方法を規定しております。

平成24年7月9日から外国人住民の方も住民基本台帳の対象となることから、関係する箇所の変更を行うものでございます。

すみませんが、議案件名簿の28ページにお戻りください。



変更する規約の附則として、この規約は、この規約に係る地方自治法第291条の3第3項の規定による協議が成立した日から施行する。以上が変更する規約の内容でございます。

説明については以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第32号 下田市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第32号 下田市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の29ページから31ページをお開きください。

29ページは議案のかがみで、下田市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてを30ページから31ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

なお、下田市印鑑条例等につきましては、下田市手数料条例と下田市子ども医療費の助成に関する条例のことです。

今回の提案理由は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い条文を整理するためでございます。条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明させていただきますので、お手数ですが説明資料の23ページから30ページをお開き願います。

資料は左側が改正前、右側が改正後となっており、アンダーラインの部分が改正箇所であります。

初めに、現在の下田市印鑑条例におきましては、15歳以上の住民と外国人登録者どちらも登録資格があるとされておりますが、これが来月の7月9日より外国人登録法が廃止となりますので、これに関連して条例を改正するものであります。

23ページ、24ページのところからお願いします。

まず、（登録資格）ということで、第2条第1項中「次の各号の一に該当する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている」に改め、第1号と第2号を削除し、2項中「1、2」を「いずれかに」改めるものです。

次、（印鑑の登録）、第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に、「ちょう付」を「貼付」に改め、「又は外国人登録証明書」を削除し、3号中「前各号」を「前2号」に改めます。

第4項第4号の氏名の次に、（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記載されている場合にあっては、氏名及び通称）を加え、「8号」を「9号」とし、新たに「8号」として「外国住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を加えます。

次に、第5号全体を「前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製すること

ができる」に改めます。

次に、（登録印鑑）、第5条の第2項中1、2を「いずれかに」に改め、第1号中「又は外国人登録原票」と「又は登録」を削除し、「氏名、氏若しくは名又は氏名の一部」を「氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部」に「組み合わせた文字」を「組み合わせたもの」に改めます。

次に、第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、4号中「おさまる」を漢字の「収まる」に、「おさまらない」を漢字の「収まらない」に改めます。

第5条に新たに「第3項」として、「市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人」、次の25ページ、26ページをお願いします。「外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」ということを加えます。

次が、（印鑑登録証の再交付）、第7条第1項中「き損」を漢字の「毀損」に、「とき」を「ときは」に改めます。

（登録事項の修正）、第12条第1項中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改めます。

（印鑑登録の抹消）、第13条の見出し中「まっ消」を漢字の「抹消」に改め、第1号中「一に」を「いずれかに」、「場合」を「とき」に、「まっ消」を漢字の「抹消」に改めます。

第2号は削除しまして、第3号を第2号とし、第4号を3号として、その変更の次に（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を加え、新たに4号として「外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）」を加えます。

次に、2項中、「前項第4号又は6号」を「前項第3号又は6号」に、「まっ消」を漢字の「抹消」に改めます。

（印鑑登録証明書）、第14条第1項中「次の各号」を「次」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」、「打出し」を「ち」がつく「打ち出し」に改めまして、2号の氏名の次に（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称）を加えます。

新たに6号といたしまして、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を加えます。

27、28ページをお願いします。

これは、下田市手数料条例の別表第1の住民基本台帳の区分のところにおきまして、「外国人登録に関する証明1件につき300円」、ここを削除いたします。

29、30ページをお願いします。

下田市子ども医療費の助成に関する条例、ここの（受給対象者）第3条第1項第1号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されているもの」この部分を削除いたします。

ここで、すみません。議案件名簿の31ページに戻っていただきまして、条例改正の附則第1項で、施行期日を規定しております。施行期日は平成24年7月9日になります。

また、下田市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置として、附則第2号で、施行日において印鑑登録を受けることのできない者に係る印鑑の登録については、市長が職権で抹消し本人に通知することを規定しております。

さらに、3項で、施行日においてもなお印鑑の登録を受けることのできる者に係る氏名等の登録事項を変更する場合には、市長が職権で印鑑登録原票を修正することを規定しております。

以上をもちまして、議第32号 下田市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） その前の議第31号もそうなんですが、外国人登録法がなくなったわけですか。廃止されたわけですか。それで、そういう各部分に基づく条例改正だと思うんですが、ということは、外国人住民は下田市の住民票に入るわけですか。その場合、住民基本台帳の中に外国人として登録されるんですか。それとも、そういう外国人の名前を下田市の住民として入ってくるんですか、そこら辺の違い。特に、下田市の住民基本台帳に外国人住民として登録された場合、その前の外国人登録法になっていたときと何らかの外国人の権利義務なんかに変更がございますか。極端に言えば、地方参政権だ、どうのこうのというところまで行くのかもわかりませんが、そういうものを含めて税の問題等々も含めて、それによって何らかの外国人住民の権利義務に何か変更がありますか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず、外国人登録法は来月の7月9日で廃止となります。これは、新しい在留管理制度というのが7月9日からスタートする形になってるんですけども、その中の一環として外国人登録制度が廃止されるという、ですから廃止になるということです。

それで、現在、下田市には約200名外国人登録をしている方がいらっしゃるんですけども、この方々については、住民基本台帳に自動的に登録させていただくことになります。権利関係ということになるんですけども、これで特別新しい権利が出てくるとか、そういうものは特にないということでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 外国人登録法が廃止されて在留管理制度に登録されるようになる、しかし、下田市に住む外国人住民は下田市の住民基本台帳に載る、その場合は名前と外国人とかという表記になるんですか。住民基本台帳に載る場合も、そういうのが特別つくんですかというのが1点と、下田市の住民基本台帳に載った場合に、それまでの外国人登録法に載ってた時点と新たに下田市の住民基本台帳に載ったときに権利とか義務あるいは税の問題だとか、選挙権の問題とか等々に関して、何かに地位の変更があるんですかどうですかということをもう一度お聞きします。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） まず、住民基本台帳には当然外国人の名前で登録がされるわけです。外国人の名前、国籍と名前。身分的なものは、外国人登録票に載ってたものがそのまま住民票のほうに移動するだけですので、それまであった権利はそのまま持っていきますけれども、新たな権利とかというのは発生しないということをご理解いただきたい。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第33号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） それでは、議第33号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の32ページ及び説明資料の31ページと32ページをお開きください。

まず最初に、本議案の提案理由でございますが、下田市国民健康保険税の算定に係る税率等の改正をするためでございます。

それでは、改正の条文に沿って改正の内容をご説明いたします。

議案件名簿33ページをお開きください。

それでは、改正の各条文についてご説明いたします。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改めるものでございます。これは、国民健康保険税の医療分、後期分、介護分に係る限度額の改定でございます。

次に、第5条中「2万1,500円」を「2万5,300円」に改めます。医療分の均等割額の改定になります。

次に、第7条の2中「7,000円」を「8,000円」に改めます。後期高齢者医療の支援分に係る均等割額の改定を行うものです。

次に、第9条の2中「1万円」を「1万900円」に改めます。介護納付金分に係る均等割額の改定をするものです。

次に、7割軽減、5割軽減、2割軽減に係る条項をご説明いたします。

まず、23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に、医療、後期、介護の限度額を改めるものです。

次に、同条第1号ア中「1万5,050円」を「1万7,710円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,630円」に改めます。この3つは、医療、後期、介護の均等割分の7割軽減の改正です。同条第2号ア中「1万750円」を「1万2,650円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号オ中「5,000円」を「5,450円」に改めます。ここは、医療、後期、介護の均等割分の5割軽減の改正です。

次に、同条第3号ア中「4,300円」を「5,060円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号オ中「2,000円」を「2,180円」に改めます。ここは、医療、後期、介護の均等割分の2割軽減の改正です。

次に、附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改めるものです。この改正は、

平成21年12月に改正した際に「附則第5項」を「附則第6項」に改正していましたが、附則第9項の条文中の「附則第5号」を「附則第6項」とする改正が抜けていましたので、今回改正をするものです。

説明資料の31ページから34ページにかけて、改正前と改正後の比較を記載してございます。改正前は左ページに、改正後を右ページに条文の比較が載せてございます。

説明資料31ページ、32ページをご覧ください。

上段第2条が医療、後期、介護の限度額の改定となります。第5条、第7条の2、第9条の2は医療、後期、介護の均等割額の改定部分となります。第23条は前半部分は限度額の改定部分となっています。第23条第1号は7割軽減に改定する部分であり、次の33ページ、34ページに記載されております第2号は5割軽減に改定する部分です。第3号は2割軽減の改定部分となっております。附則第9項は条文中の「附則第5項」を「附則第6項」と改定するものです。

すみません。議案件名簿33ページをお開きください。

次に、この附則をご説明いたします。この条例は公布の日から施行し、改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。改正内容は以上のとおりでございます。そのほかの説明資料として、35ページから50ページに資料が添付してございますので、ご参考にしていただければと存じます。

なお、この改定について、説明資料35ページに添付してありますとおり、下田市国民健康保険運営協議会に諮問し答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、議第33号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ担当課長に現状認識を聞きたいと思うんです。今回の改正は、今説明を受けましたように税率の改正は2つあると、均等割の増額とそれから限度額の増額と、これによって4.96%引き上げをすると、こういうことに相なるわけですが、特に概要の36ページ、税率の見直しのところで説明してるんですが、均等割を引き上げることは、7割軽減、5割軽減、2割軽減を受けることができる低所得者にとっては改定に伴う負担が

少なくて済むと、そういうようなことで均等割のほうに税額を減らしましたよと、こういう説明なんですね。

ただ、この均等割ですが、現状一般的に3人世帯で現状7割軽減というのは年収で98万円以下と、それから同じ世帯で147万円以下は5割軽減、223万円以下は2割軽減ということになるんだろうと思います。そういう中であって今回のこの軽減の対応については、この概要にも出ておりますように7割、5割、2割軽減で世帯数でいったら約48%がいわゆる軽減対象になってますよと。被保険者数で言えば約45%がなっていると、こういうことですが、今通常、一番厳しい世帯3人世帯で300万未満の年収の人が非常に世帯が厳しいと言われてるわけです。

そうしますとこれでは、現状で言えば223万円を超え、300万未満の世帯というのは今回均等割の場合、いわゆる軽減に該当するところはいいいんですが、通常言われるところの300万未満の世帯はさらに厳しくなるなど、こういう印象を持ってるんです。これは、各自治体で対応はできません。いわゆる国のひとつの改革がなければできませんけれども、現状実務管理者としてこういう一方説明の中では、低所得者はこういう形で軽減するからもう十分対応しているよという印象だけでとらえてはまずいと思うんです。その辺、私の指摘する3人世帯で300万未満の方の実情も、課長も十分市民的な実態というのはとらえていると思いますが、私の指摘に対してどういう実情認識を持ってるか、お聞かせください。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず説明資料の47ページをすみませんけれども、ここで3人世帯のところの所得についてちょっと軽減のところをご説明いたします。

まず、この47ページについては固定資産税がゼロということでの試算になっております。所得が一番左側に書いておまして、ここから33万円を引いた残りにパーセント、所得割を掛けるという、こういった形で所得割が出て、あと均等割とか平等割が加算されてきて税額になっております。3人世帯はここで言いますと約138万円までが軽減を受けられると、黒い帯のところは2割軽減です、ここ。もう1つ上のぼちぼちのところは5割軽減、33万円以下は7割軽減という、こういった表でございます。今、一番厳しいところは中間所得層じゃないかという、こういったご指摘だと思います。いわゆる均等割とか平等割というのは応益割で、応能割というのは所得割とか資産割、こういった形であります。応能割を多くするとどうということになるかという、やはり中間所得者に課税が傾斜的にいくと、こういった部分がありまして軽減が入っている部分があります。



応益割を高くしますと、本来ですと低所得者のほうが高くなるわけですが、7割軽減、5割軽減、2割軽減が入っていることによってそれが幾らか緩和していくと、その間のところをどうするかということが各市町の実態に応じた課税の仕方があると思うんです。ここに各市町35市の課税の実態が載っておりますが、そういった部分を踏まえたとやはりこの軽減、2割軽減を除いたところのちょっと上ですね、この辺から200万円程度の所得のところが一番厳しいんじゃないかという、こういったことは私も認識はしています。ただ、ここをどうするということが今制度の中でできないという、こういった状況でございます。

ただ、国のほうではこの2割のところをもう少し上へ上げるという、こういった動きも見せておりますので、そういった動きを後押しするような形で我々も県のほうに要望を述べている実態はあります。認識としましては、やはりこういった2割軽減を受けないこのちょっと上のクラス、200万円前後、こういったものが一番やはり重税感があるのかなというふうには認識はしていますが、今の実態でいいますと、こういった方式で課税せざるを得ないと。

それと、3人世帯がどの程度いるのかといいますが、昨年度の10月の時点ですが約500世帯です。約9%が3人世帯以上です。1人世帯が54%、2人世帯が32%で、約2人世帯と1人世帯でもう86%という、こういった実態が見られるわけです。やはりこういったものを踏まえまして、今回応益割のほうを見直して改定させていただいたと、こういった実態でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 今、課長と私は認識は全く一緒でありまして、年収200万円前後の家庭が非常に厳しいと思うんですね。何割減に対象にならないすれすれにいるところ、これはひとつ実務管理者として自治体は自治体で上部機関に、これはここの下田市ではできませんので、大いに制度変更を求めていくという姿勢をひとつぜひお願いを申し上げまして、質問を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 資料の36ページを見ていただきたいと思うわけですが、年間の保険税の収納状況、21、22、23とそれぞれ一般で59.4%が56.4%に下がってくる、合計で見ましても60.2%が57.5%、6割以下になると、こういう徴収率の中で特定の納めている方に偏りがいくといえますか、課税をしていくという内容になってしまっていると思うわけです。ですから、やはり徴収が60%いかないというようなこういう事態というのは、破綻をしてるといい

ますか、ここ自身を市としても検討し直さなきゃならない、こういう課題があると思うわけです。何で60%以下の徴収率なのか、ここのところの解明がなくては幾ら税額を上げてみても実際の税収は上がらないと、こういうことになってしまうのではないかと思うわけです。その点、どのようにお考えになっているのかと。その上の表で年間の収支状況を見ますと、24年度で単年度収支で1億7,400万余足りなくなるというぐあいに、赤字になるというぐあいに見たらいいのかなのか、ちょっとここのところの表の見方がわかりませんので、あわせてお教をいただきたいと思ひます。

それから、37ページのちょうど右側の真ん中あたりに賦課総額の改定比較、いわゆるこの改定税率で幾らの税収が上がるのか、これを試算した表だろうと思うんですが、23年度同時期試算時で5億6,971万が24年度現在では5億2,535万6,500円だと、この改定をしますと5億5,000万になって約2,672万、合計で一番下の欄を見たほうが正しいのかもしれませんけれども、3,776万4,000円の増で4.96だと、こういう数字になっているわけでありすが、この数字に先ほどの徴収率を掛けるということになるんだらうと思うんですが、実際に徴収できる金額はと、こういう見方でよろしいのか。そうしますと、この値上げというのはどういふことだということにならざるを得ないと思うわけです。そのぐらゐのものは値上げではなくて、ちゃんと一般会計のほうから含めて補てんをするというようなことも十分検討すべき課題ではないのかと、安易に値上げを被保険者に求めればいゝというようなことではいけなゐんじやないかと、こんな思ひもするんですがいかがでしょうか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず1点、収納の関係がありましたが、収納のほうについては税務のほうで担当してますので一般的な回答を私のほうでさせていただきます。

国保税の滞納が常態化しますとやはり他の被保険者、こういった方の納税意欲、こういったものも低下する、こういった悪循環に陥るといふ可能性も当然あります。やはり国保制度においては、被保険者間の公平を確保することが最も重要だといふふうに認識しております。こういった中で財政の健全性を維持していく観点からも、徴収の強化の取り組みは必要だろゝといふふうに思ひます。具体的には、担当課のほうでそういったそれぞれの取り組みがなされていますので。

2点目につきましての36ページの表の見方でございますが、24年度の補正後の予算額については、当然形式的な収支については、予算でありますので当然プラスマイナスゼロといふことになっております。これは決算が出ない限りは何ともいえないわけですが、具体的な形

で繰越金が2億2,401万2,000円、既に今回入っております、予算のほうへですね。基金の積立金が5,000万円、5,000万1,000円積み立てられております。こういったものを踏まえて実質単年度収支というのは1億7,410万1,000円の赤字が予算上では出ていると。ただ、これから収納の額が上がったり医療費が下がったり、ここから予備費の部分が入ったりしますので、これは決算が出ない限りは実質的な収支、単年度収支は出てきません。こういった見方でいいかと思えます。

それと、37ページでございますが、確かにここについての右側の表でございます賦課総額の改定でございます。これは、どれだけの実態がどのような形で調停部分が推移してるかという、こういったものをわかりやすくここに載せた比較でございます。予算上ではここは現年度分の予算でいいますと、現年度分は86.8%の収納率で予算を計上してございまして、退職につきましては92.7%の収納率で予算を入れてございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 国保税率の改定の概要のところにも、今回の改定の基本方針の1で実質単年度収支の均衡を図るとというのが一番にうたわれてるわけですが、24年度の補正後、実質単年度収支で1億7,400万円の赤字になりますよと。基金を積んでいるので、基金を除けば1億2,400万ぐらいの、形式審査だけだけれども、1億7,400万単年度に赤字が出て、これは一般会計から約1億入れ込んであるよということの中で形がついたと。

しかしながら、今回の値上げをして来年度一般会計からの繰り入れがない場合、基金は5,000万円積んだので5,000万あるから5,000万円の穴埋めはできるんだけれども、この今の保険給付費の動きの中で来年度も保険料の値上げは見込まれるのか見込まれないのか。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 今年度の改定をお願いしているわけでございますが、その資料として24年度の補正後の予算ということでこういったものを載せてございます。あくまでも実質単年度収支については、予算上のことございまして、これから単年度収支がどう動くかによって来年度の保険税をどうするかという、こういった最終的には結論に事務的なスケジュールになるかと思えます。この1億7,410万1,000円が今実質単年度収支の中では赤字が想定されているわけございまして、当然予算どおりいけばこれがそのまま赤字になってしまうと、こういった部分があります。

ただ、この予算の中には予備費も含まれております。それで、あと今回国庫の負担金の返還もございまして、そういった部分がありますと、約1億円を下るような形の実質単年度収支が見込まれておりますが、医療費の動向が少なくなれば、それだけ支出がなくなる。なおかつ、歳入について保険税ですか、こういったものが上がってきたり、調整交付金等の交付が、特別調整交付金等が加算されてくれば、ここも縮まってくるという、こういった状況がありますので、今来年度の状況については、この予算を見れば厳しい状況ではあるんですが、確定的なことは言えないということでございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 確定的なことは、来年の話を言うと鬼が笑うんで言えないのかもしれないんですけども、今年度、24年度に予算がとんとんで組めたよと、組めた理由は22年度からの繰り越しが2億2,600万繰り越してきたよと。だから単年度でいえば、24年度のあるいは2億2,600万がなければこの部分は赤字になりますよという話なわけ。一般会計からも1億入れてるよと、それでとんとんだよという話になってます、この値上げをした後ね。

しかしながら、2億の繰越金というのは、ここにも出てるんだけど、21年度で繰り越しが1億5,400、22年度で1億8,000万、23年度8,400、2億を超える繰越金がこの24年度の決算後に出てくるという可能性は極めて小さいんだろうと思うんです。

そうすると、繰り越しが仮に1億程度出たとしても、やはり不足するんだろうし、それと一般会計から今年は1億入れたよと、だけど5,000万積んでるんで実質的には今年度5,000万円入れてるよ。それがなくなると、今年度は当然いいんだけど、来年度について言うと非常に厳しい。同じように5,000万の基金を崩したとしても、やはり一般会計から5,000万入れなければ恐らく国保は非常に厳しいだろうなというのは、確定ではないけれども、容易に推測はできるわけですよ。だからこそ、ここでも言った一番に実質単年度収支の均衡を図ると、一番に言ってるのはこの実質単年度収支を見たら、今回の値上げで一応国民健康保険特別会計は安定したんじゃないですよと、相当厳しいですよということを読みなさいというのが、僕は今回の基本方針の中で言ってるんじゃないかなと思うんだけど、その点の見解をお伺いしたい。

議長（大黒孝行君） 議員さんをお願いをお諮りいたします。

質疑の途中ですが、ここで休憩してよろしいでしょうか。

3番（伊藤英雄君） はい、結構です。

議長（大黒孝行君） 10分間休憩いたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時21分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 国保の財政の状況でございますが、今回実は値上げを改定をしても、実は去年の調停額にまでいかないという、こういった実態があります。これはやはり国保としての制度の問題もあるのかなど。それは、高齢者が多く退職されてから国保に入ってくる方が多いという、こういった実態があります。

こういった実態がある中で、やはり医療の最後のとりでとしての国保の健全な財政運営に努めていかなければならないわけでございますが、実態的には今回の改定をしても昨年度の調停額にもいってないと。今回、24年度の当初予算で医療に対して9,000万円の法定外の繰り入れを入れております。それに介護のほうへ1,900万円、合わせて1億900万円を入れて基金のほうに5,000万円積んでると、こういった実態を考えますと厳しい状況ではあります。

ただ、市民や患者さんに質の高い医療提供を国保の最後のとりでとして守っていかなければならないという、こういった部分もありますので、今回の値上げをお願いしたわけでございます。ただ、実態的には非常に厳しい状況には間違いありません。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第33号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第34号及び議第35号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第35号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）と議第35号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について一括してご説明申し上げます。

初めに、議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

今回の補正の主なものは、歳入で国民健康保険税試算結果に基づく保険基盤安定負担金の増額、市民文化会館裏手の治山工事に対する補助金の増額、重点雇用創出事業震災等緊急雇用対応事業補助金の増額、自治総合センターコミュニティ助成金の追加でございます。

歳出では、自治総合センターコミュニティ助成金補助金、太鼓台修繕の追加、海拔表示図作成費の追加、災害用避難地整備事業補助金の追加、認定こども園建設用地購入費の追加、伊豆縦貫道本線都市計画原案作成都市計画マスタープラン見直しに係る経費の増額でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,307万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億437万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金1,200万円の追加は今回の補正財源、20款4項4目16節雑入500万円の増額は、七軒町三丁目太鼓台修繕の自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

総務課関係、20款4項4目14節保険金受入金286万円の追加は、建物関係5件、自動車関係2件の保険金を受け入れるものでございます。

市民課関係、15款2項1目2節県費地域防災対策費補助金26万6,000円の増額は、住民防

災教育事業、海拔表示図作成に対する補助金でございます。

健康増進課関係、14款1項1目6節国庫保険基盤安定負担金13万2,000円の増額、15款1項1目5節県費保険基盤安定負担金1,015万6,000円の増額は、保険税試算結果に基づくもの、18款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金250万8,000円の追加は、平成23年度の出産育児一時金精算によるものでございます。

産業振興課関係、12款1項1目2節林業費分担金24万円の増額は、文化会館裏の下田地区市営治山工事に係る負担金を受け入れるもの、15款2項4目2節県費林業費補助金120万円の増額は、文化会館裏の下田地区市営治山工事に対する補助金、15款2項5目1節県費商工費補助金1,908万4,000円の増額は、重点分野雇用創出事業、震災等緊急雇用対応事業に対する補助金、20款4項4目16節雑入は、37万2,000円の増額で歩行者誘導サイン設置に対する自治コミュニティ助成金、活力ある商店街づくり助成金は500万円の増額となるものの耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、農業再生協議会へ直接交付されるため537万2,000円の減額となるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業500万円の増額は、七軒町三丁目の太鼓台修繕に対する自治総合コミュニティ助成金補助金、2款9項1目0910電算処理総務事業37万8,000円の増額は、国民年金システム改修作業委託、2款9項1目0920ネットワーク推進事業21万5,000円の増額は、市役所と教育委員会、環境対策課の間の回線変更を行うもの、同0921行政情報化推進事業3万5,000円の増額は、安価な回線への切りかえが行えず旧回線を3カ月間使用するため、12款1項1目予備費117万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項4目0174都市交流事業22万円の増額は、航空運賃燃料サーチャージが高騰しているためニューポート市中学生派遣補助金を増額するもの、2款1項6目0142庁舎管理事業46万1,000円の増額は、光回線への架設がえの経費でございます。

税務課関係、2款2項2目0471資産税課税事務160万7,000円の増額は、GISデータ照合作業、家屋特定調査、特定できない家屋が膨大であり、照合作業期間延長に伴う臨時雇賃金等の増額、また、津波高の報道以降、地価の状況がさまざまとなり標準値すべての時点修正が必要との判断から不動産鑑定委託を増額するものでございます。

市民課関係、2款8項1目0860地域防災対策総務事務80万円の増額は、海拔表示図の印刷製本費、同0861地域防災組織育成事業150万円の増額は、自主防災会に対し災害避難施設の

整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

福祉事務所関係、3款3項2目1501子ども手当支給事業60万7,000円の減額と同1502児童手当支給事業60万7,000円の増額は、児童手当法改正に伴い事務費の組み替えでございます。

健康増進課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計操出金730万円の減額は、住民税扶養控除に伴う国民健康保険システム改修費の増額と保険税負担能力分の補正係数変更に伴う財政安定化事業の減額によるもの、同1902保険安定基盤繰出金1,371万9,000円の増額は、保険税試算結果に基づくものでございます。

環境対策課関係、4款3項5目2380環境対策事務240万円の増額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項2目3051耕作放棄地解消対策事業537万2,000円の減額は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金が農業再生協議会へ直接交付されるため交付金537万2,000円を減額するもの、5款1項5目3200農用施設維持管理事業485万円の増額は、農用施設修繕料、農業用施設維持補修工事費、河内ファブリダム修繕工事費を増額するもの、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業265万1,000円の増額は、重点分野雇用創出分、臨時雇いの期間を延長するもの、5款2項6目3560市営治山事業200万円の増額は、下田文化会館裏の市営治山工事費、6款1項2目4050商工業振興事業1,492万8,000円の増額は、震災等緊急雇用対応分、地域経済活動促進支援事業委託費、6款1項2目4052活力ある商店街づくり500万円の追加は、活力ある商店街づくり助成金を受けて歩行者誘導サインの企画、デザイン、制作設置を行うものでございます。6款1項5目4180緊急雇用創出対策事業62万5,000円の増額は、緊急雇用創出事業臨時職員の負担金、保険料等を増額するものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4253観光再生プロジェクト事業70万円の増額は、伊豆下田サマーフェスタ2012実行委員会の補助金と夏色観光協会下田運営本部への補助金を増額するものでございます。

建設課関係、7款5項1目5150都市計画総務事務435万4,000円の増額は、伊豆縦貫道本線都市計画原案作成、都市計画マスタープラン見直しに係る報酬等経費の増額でございます。

学校教育課関係、3款3項9目1747認定こども園建設事業200万円の増額は、敷根スポーツセンター裏手山林の土地購入費、9款1項4目6031特別支援教育体制推進事業88万円の増額は、支援を必要とする生徒の転入に伴い臨時雇賃金を増額するものでございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業25万円の増額は、旧樋村邸に市指定



文化財「下田御番所跡」であることを周知する看板を設置するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第35号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

今回の補正は国民健康保険税条例の一部改正に関連し、保険税を試算した結果に基づくものでございます。

補正予算書の45ページをお開きください。

平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,590万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,290万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の46ページから47ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの増減は、国民健康保険税条例の一部改正に関連し保険税を試算した結果に基づくものでございます。

3款2項1目2節国庫特別調整交付金351万円の増額は、保健指導事業に対する特別調整交付金、5款1項1目1節前期高齢者交付金182万7,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるもの、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金1,371万9,000円の増額は、国民健康保険税条例の一部改正に関連し保険税を試算した結果に基づくもの、同2節事務費等繰入金70万円の増額は、国民健康保険システム改修に対する繰入金、同4節財政安定化事業繰入金800万円の減額は、保険税負担能力分の補正係数の変更によるもの、10款1項1目1節繰越金は、1億2,410万2,000円の増額を見込むものでございます。

概要の10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務70万円の増額は、国民健康保険システム改修委託費、3款1項1目8430後期高齢者支援金20万9,000円の増額、同2目8435後期高齢者事務費拠出金4,000円の減額、4款1項2目8440前期高齢者納付金6万3,000円の減額、6款1項1目8460介護納付金111万9,000円の減額は、納付金額の決定に基づくものでございます。

8款1項1目8485健康管理普及事業351万円の増額は、生活習慣病の一次予防を重点とした保健指導事業委託、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金5,000万円の増額は支払準備基金積立金、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務増額6,207万円は、前年度の一般医療・療養給付費超過負担金、出産育児一時金補助金返還金、11款2項1目8560国民健康保険一般会計操出金250万8,000円の追加は、前年度出産育児一時金の精算によるもの、2款1項1目予備費809万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）と議第35号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 議第34号及び議第35号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第34号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。11番。

11番（土屋 忍君） 2点ほどなんですけれども、商工関係で地域経済活動促進支援事業委託云々というのがあるんですけれども、これを見ますと県のお金が全額みたいな形になっておりますけれども、これについては具体的にはどのようなことをやるのかというのを説明をいただきたいのと。

地域経済活性化ということで私も前々から、特に5月1日の全協のときに市長にお願いした経緯があるんですけれども、新病院の建設に地域の経済のためにもやはり地元業者をしっかりと使ってもらいたいという話の中で、市長のほうからあそこを受けた建設業者がやはり地元を20%ぐらいは使うような約束はしてあるというお話は伺ったわけなんですけれども、実際具体的にその結果をなかなか発表してくれないものですから、できれば結果が出ているのであれば、この場でお話ししたいということ。その2点をお願いします。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 今の土屋議員からお話がありました病院の建設に関しましては、プロ

ポーザルの審査の中では落札した戸田建設のほうからは、地元業者を20%目標に努力したいというような内容がございまして、これは議会の中でも答弁しておりましたし、私どもも一応努力目標ではありますが、議会でもそういうお話が出てるということで何度も業者のほうには申し入れをしております。

オープンに当たって、なかなか数字が出てこなかったんですが、この4月から戻られました、5月ですね、事務局長がいましたよね、南伊豆から来てる、彼にしっかり数字を出しておけという形では数字が上がってきております。最終的には細かい数字ですと22.96%、目標数字を少しだけでも上回ったということで、この下田を含め賀茂の業者のほうにそれだけの数字の発注があったという報告は受けております。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 私のほうからは、商工関係の事業ということで、地域経済活性化、地域経済活動促進支援事業委託ということで内容についてのご説明をさせていただきます。

なかなか私どもも、この名前をつけるのに苦労いたしまして、これは事業委託ということで今NPO法人さんから提案を受けた事業を事業化するというので、緊急雇用の震災対応分のほうを利用させていただくということで申請、採択を受けたものでございます。

これにつきましては、内容がなかなかわかりにくいんだと思うんですが、大まかな県に申請をさせていただいた内容を少し読ませていただきます。また、具体的にはちょっと補足をさせていただきますが。

まず、主に私どもの課ですから、商工業をとということを考えてるんですが、観光も含めまして現在行われているイベントや利用されている資源、進行中のプロジェクトなどそれに対していろいろなところが例えば会議所さんとか、事務局を受けたりとかいろいろやっているわけですが、なかなか人手不足といいますか、もちろん予算もありますけれども、そういった面でなかなか効率的に進まない、次につながらないといったような事態が起きております。そういうことで、この緊急雇用を利用して支援要員を雇わせていただくと。

その中に参加をし、ただ単純にお手伝いをするだけではなくて、そのイベントやプロジェクトなどの特徴、優位性、問題点の把握、分析を行い、それからほかに市民の参加などもこの事業の終わった後やその最中に市民の参加を求めていくと。そして、一緒にやりながら今後、この事業は1年間で終わってしまいます、24年度で終わってしまいますので、その次へ続けていけるような仕組みづくりを模索していくと、そういうことでいろいろな研修等も行

う予定であります。これを維持するための組織づくりやシステムの提案や実行を行っていくと。

これは、1年でできるかどうかわかりませんが、せっかくの予算がいただけましたので、この中でNPO法人さんを予定しておりますが、そこに委託して、その指導員の指導のもとで支援員や事務員を雇いまして、支援要員としてこの部分が新規雇用ということで、今のところ新規雇用者については、5名ほどを予定しております。

具体的にどういうものかというのは、なかなかあれなんですけど、昨日市長のほうからもいろいろな組織が最近できると、団体ができるとということで活動し始めているという、そういう部分がありますけれども、やはり私どもの例で述べさせていただければ、会議所で幾つか受けている、現在やっている公共性の高いイベント等がございます。大特産市もそうですし、カジキサポートクラブもそうです。そういった事業、観光イベントもあるでしょう、そういった部分も含めてそこに人的派遣を行って支援をすると、事務局の手助けもするというので、もちろん雇う人間、雇用させていただく人間の能力にもよりますので、これは人材を求めるといことはなかなか難しいところですけども、それにプラス事務員を雇うということで事務局機能を持たせるということで、まずはそういう人間をそれぞれのイベントにまずは派遣させてもらうと。

そして、それと並行していろいろな市民の方にも声をかけてワークショップを開いたりとか、もちろん専門家の研修のための講師も来ていただく予定になっております。そういったものを通じて、いろいろなイベントの仕組みづくりというんですか、そういったものをしていこうと、なかなかこれ難しいと思います。

実は、私もこの提案を受けたときは、なかなか難しいかなと思ったんですが、せっかく新しいことをやりたいというところだったものですから、当初持ってこられたお名前が地域再生コミュニティデザイン支援事業ということで、コミュニティデザインとは何だろうかというところから私も勉強させていただきまして、イメージはわかったんですが、コミュニティデザインというのは人と人とのつながりを仕組みづくりをするというような人とのつながりということで、今までコミュニティというと、自治会とかそういったものが単位だったんですが、人間同士のつながりをデザインしていくんだというようなことのように。そういう意味で今回名前を経済活動の支援ということにさせていただきました。

ちょっと細かい内容については、これからだと思いますが、具体的に幾つかオファーといいますが、商工会議所さんの事務局から使ってくれないかという話も来ておりますので、何

とかうまく受けていただくところと相談しながら、やっていきたいなというふうに考えております。大体そういうふうに抽象的ですけども、大体今のところはそういう状況になっております。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 先ほど市長が言ってくれた22.96%は、地元をやってるんだというふうに、その言葉だけいただいても、具体的にそれじゃそういう業者名までは言わないにしても、S生コンだとか、N生コンだとか、そういう具体的にそういうものがあって、ここに幾らであるよと、そういうものがないと22.96%だったよと言われても、それは言えばそうかもしれないけれども、そんなもので決して信用できる問題じゃないわけですから、その辺の具体的な名前を出せられなくても、そういうものについてるんだよと、それが地域の経済の活性化にも寄与しているんだよというものがなければだめだと私は思うんですけども、その辺まで、今出せれなくてもまだ19日までありますもので、ぜひその辺までお願いしたい。

それから、今産業振興課長に説明いただいたんですけども、全くわからなくて、そういうものでよく県から金が出るなど。一千何百万、よっぽど金が余っていて、何とか各自治体に金を振り分けなければ使い道がねえやというふうに私は思うんですよ。具体的にこういうところでは下田は金が欲しいんだと、何とかしてくださいと言って拝み倒してもらってくるのが一般的かなと私は思ったんだけど、どうか下田で使ってくれよと、何でもいいから適当に名前をつけるよというふうに思えてしょうがないんですけども、そんな説明でお金が一千何百万も県から来るなんていう、幾らこじつけて震災等云々なんて言たって、何の震災なのかよくわからない、そんなもので納得、別に納得しなくたって金をくれればもらうわけですけども、やはり具体的にこういうものに使うんだというものを、ここで説明しなくても、また委員会であるわけなものですから、ぜひその辺まで説明できるようにお願いしたいという2点をお願いして終わります。

議長（大黒孝行君） 要望でよろしいですか。

11番（土屋 忍君） はい。

議長（大黒孝行君） 13番。

13番（森 温繁君） 7ページの観光交流課の維持費のサマーフェスタ実行委員会に30万と、それから夏色の観光ということで40万、前から各団体には助成金、補助金は出さないと。ただ、下田の場合、特にこの夏のフェスタなんですけど、海を観光に生かさなければいけな

いということは、常々言ってるわけです。それで、特に9月のビックシャワーなんかやったときにも、1年中下田は泳げるんだと、遊べるんだということを言いながらも、ちょっとした補助金でもかなり下田らしい夏らしいもの、雰囲気を出せるのになかなか補助金を出さなかったのかなと。今回出したのは、非常にこれはいいことだと思うんです。

ただ、前から言ってるように下田のイベントを探し出すと、5月ごろが一番夏の始まりなんですよ。ともかく県の夏期対策の、夏期というシーズンは6月1日から9月30日までが大体県条例の中では夏期と言ってるんだけど、現実的に下田の夏というのは、5月ごろから恐らく1年中海を利用したものは1年でなるんだけど、夏期の暑さというのは5月から10月末ぐらいまでが暖かいシーズンじゃないかとか、そのときをうまく利用するというで、それは海だということで何回も訴えてきたんだけど、今回この補助金が出たと、サマーフェスタ、でもこの内容をちょっとしか見なかったんだけど、たしか7月から9月のシーズンの行事に対しての実行委員会があつての助成金だと思うんですよ。

前から言ってるように下田は5月に黒船祭りがあるから、そこにイベントが集中していて、5月の連休の行事が意外に少ないと。近隣には5月の連休を利用した中、浜松のたこ上げだとか、いろいろなものがあつて家族連れの良いお客さんをとられているのが実態であるから、5月を何とかしろということで訴えてきたんだけど、市長の答弁の中でも5月に何か考えてみたいと。当局の考えとして、夏、海を利用した中で、今後この予算というのは非常にいいことなんだけど、5月あたりのものまでも計画を立てられるものか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 今回の補助金と別で、また5月ごろというようなことも可能性があるかということでございますけれども、今回の補助金につきましては、まず各市内の団体が民間主導で、この夏を何とかしていこうというような形で多くの団体が参加して、市もその実行委員会の中に入っているいろいろ検討してきた経過がございます。5月のそういった時期に、またそういった団体等が一致団結しまして、下田の夏をもっと長くしていこうとか、そういうような形で多くの団体の賛同を得て、また市の観光交流のほうも事務局に入って内容から詰めていくというような結果となれば、またそういったような補助金も検討できるというふうに考えております。

いずれにしても、内容がその時期に、内容と市が全体となって各団体が巻き込まれてうまくやっていけるかというところが大きな考え方になると思いますので、その辺はまた相談し

ていただければ、こちらのほうも積極的にそういった相談には乗っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 13番。

13番（森 温繁君） 確かに、今からの観光を要するに盛り上げていくためには市民の協力だとか、アイデアとかいろいろなものを、やる気のあるところをあるちょっとした助成の中で盛り上がるというきっかけというのかな、すごく大きなものがあると思うんですよ。今回もその一部じゃないかなと、この予算を今までの方針を覆してまでつけたということは、非常にやる気のある団体だってあるんだよ。現実的に今掘り起こしてる団体があるんだけど、今の答弁の中ではやる気のある団体、計画性いろいろなものがあつたときには、補助金をつけられるのではないかと答弁をいただいたものですから、そういう方向の中で進めていけば新しい未来が開けるのではないかと思いますので、これで質問を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうの5ページの住宅用太陽光の発電システム設置補助金についてお尋ねしたいと思います。

現状がどういう状態になっているのかという点と、240万の補正ということですが、この見込みがどのような形で240万で足りるのかどうかを含めて、どういう検討をされたのかお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 太陽光発電につきまして、当初10基分120万円の予算をいただきましたが、ホームページ上での広報等で4月6日にもう10基分の申請が出されまして、今現在は4件について待っていただいているという状況でございます。当初10件ということでしたが、実績としましては既存住宅が8件、新築住宅が3件という申請でございます。今後、20件分240万円の補正をいたしました、見込みましたのは、現在設置とか申請をしてきました業者さんに今後の見込み等を聞き取りました。大体14件、あと建築確認等で66件ばかり出ていますので、新築住宅として6件程度を予定いたしましたして、20件の補正を要望いたしました。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） この補助金の宣伝はホームページでやられてると、こういうことでございますので、実態からいきますと新築等は建築業者のほうで紹介をして、この補助金を受けたらと、こういう実態になっているんでしょうか。一応、20件を見込むということでございますので、そこら辺の市民への広報というんでしょうか、宣伝といいますか、そういう周知は、改めて別の方法を考えるのが従来どおりやるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

環境対策課長（大川富久君） 市民への周知の方法でございますが、まずホームページであと広報に掲載をしたいと思います。あと事業者につきましては、事前に確認しておりますので、また事業主の方同士で、また事業主体の方に対して太陽光発電の設置についていくと思いますので、市のほうとしてはホームページ、広報等で周知をしていきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今回財調が4億5,287万2,000円、この補正予算でトータル積んだんですが、これの財調の残高が幾らになるのかということと、23年度からの繰越金が幾らかと、つまりルール分での財調の積み立て必要額というんですか、は幾らかということが1点。

もう1点は、今回認定こども園の土地の購入代の追加が出てたんですが、それに関連しまして、仮称下田認定こども園建設基本計画策定業務なるものが配付されたんですが、実はこれの中に認定こども園では子育て支援機能を持つと、こういうことが決まっているわけですよ。この計画書の中にも、交流の場の提供、相談業務、園庭開放等と、これをやるんだと、こう書いてある。

ところが、図面を見ると支援機能にやるようなスペースがない、具体的には相談室が入ってないんですよ、ここに。敷根にある子育て支援センターにも相談室はないんですよ。やはりきめの細かい子育て支援をやるには相談業務は必要だし、当然相談室も必要なわけですよ。それがここには入ってないんだけど、ぜひこれはもうここに計画がどの程度の確定でやってるのか知らないけれども、やはりうたってる機能である相談業務を行う相談室の設置、これはぜひやっていただきたいんですが、その辺の見解をお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） まず最初に、財調の残高ということでございますけれども、この6月補正の財源補てんした残りが2億5,723万7,312円でございます。



それと、23の繰り越しの財源のお話ですけれども、今確定しているものについては、先ほど3月30日の専決で概要に予備費が3億3,403万4,000円という数字が載ってます。実際に、去年充当したのが約2,000万使ってますので、大体3億1,000万ちょっとというのが確定はしております。そのほか1億程度の不用額が出てくるのではないかという想定をしております。大体約4億の決算では繰り越しになるのではないかというふうに、最低ですね、その程度は見込んでいた状況でございます。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 認定こども園の子育て支援機能でございます。子育て支援センターにつきましては、既設の施設を活用いたしまして、こども園と一体となった管理・運営を行っていく予定でございます。実際に、現在の支援センターのほうに相談室がないというようなことございますので、現在実施設計委託をやっている最中でございますので、今後その点を含めまして検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 3月の補正のあれを見たところ、財調はルールより多く積んでおるなと。これは、もともとが骨格予算で組んできているので余裕を見て本年度の補正で積むのか、あるいは大型予算公共工事が控えているので、それに備えて財調を増やしているのか、この辺の財調を積んでいく方針があれば、それをお聞かせ願いたいと。

認定こども園のほうは、相談室の設置と相談員の配置、これをぜひお願いしたい。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 今現在の財調の残りも4億足すと約6億5,700万ぐらいになるんですけども、実際に今後予定されている事業は議員もよくご存じのとおり、今日の議席配付の事業費を見てわかるように総合計画策定時よりも膨らんでおります。そういった事情、ほかにももろもろの事情がありまして、一般財源の充当額がかなり増えているという現実がありますので、有利な起債等を探してくるという仕事がまた今後あるんですけども、少しでも多く財調は残したいということで考えております。無駄遣いということはないと思うんですが、できるだけ財調は積んでおきたいと。今現状6億ですけども、個人的、個人的って変な言い方ですけども、これでは足りないというふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） まず1点目は概要の7ページですが、歩行者用誘導サイン設置業務委託、活力ある商店街づくり事業でそういうふうなのが記載されておりますが、具体的にはどのようなものをどこにどのような形で設置するのか。今までも何回か町中の誘導案内板づくりということはなされてきましたが、残念ながら有効なものがいまだ残っておりません。この500万は、そういう業務委託ということは実際につくるということですか、それとも設計業務と両方入れて500万ですか。500万の予算で実際に町中に案内板をつくるということなんですか。そこら辺のことについて1点お伺いします。

もう1点は、同じ7ページにある認定こども園建設用地についてです。200万の予算が補正されておりますが、これはサンワーク下田裏山の山林を買収するというふうなご説明がありました。具体的にはどこなのですか。昨日、基本計画書というのを議席配付されましたが、それにいろいろな図面も載っておりますが、どこら辺なのか、その16ページを見ればいいのか、それとも10ページを見ればいいのか、ちょっとよくわかりませんので、具体的にどの辺の用地を買収しようとするのかを教えてください。

それと、あといろいろ認定こども園の具体的な設計図、教室の配置だとか等々のことが載っておりますが、今まで言ってきましたが、下田保育所の安全性ということ考えた場合、あそこの場所にずっとこれから何年もそのまま置いておくのは非常に危険であると思います。この間も幼稚園の園長さんにもちょっとお話を聞きましたが、逃げる訓練はしているといいますが、やはり逃げる訓練の先が大安寺の裏山の一番上のところ、あそこは非常に高低差もありますし、手すりもない危ないところです。そこら辺のところを100人からの園児、乳幼児を含めて100人からの園児を職員20名ぐらいでどうやって逃げるのかということ考えると非常に危険であると。まだ、この基本計画書というのができてますが、これで決定ではないと思いますので、まだ、そこら辺のことを考慮して改定する作業をして、予算が幾らかかかるとしても、それこそ子供たちの人命のほうが大切ではないのかと思いますので、そこら辺のことについてお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 私のほうからは、ご質問ありました歩行者用誘導サインの、順番とすれば先に誘導サインの内容的なもの、デザイン的なもの、それから設置場所等の決めるための業務委託を行いまして、それをもとにサイン、案内看板も含むんですけども、実際に看板屋さんのほうにお願いするという段取りになります。

まず、箇所については、当然自治総合センターのほうへ出す書類の中に案としては出させていただきまして、その案としては一応中心市街地活性化基本計画というのをご存じだと思うんですが、それに沿った形の中の範囲の中で歩行者用案内看板等の設置という計画が載っていました。それが前提となるんですけども、まず駅のほうから中心市街地のほうへなるべく人が入っていただけるような位置、辻、辻ですか、主な交差点に観光看板ではなくて、あくまで中心市街地へ人を導くための看板というふうに考えてるんですが、もちろん名所、旧跡等についても、余裕があれば載せさせていただくようになると思いますが、そういったものを主に街路灯に取りつけるというふうにまずは考えてます。それは、余り大型のものはありません。それを30カ所程度、今のところ考えております。

そして、5枚ほど少し大型看板を公共施設的なところの壁とか、余りあいてるところがありませんので、なるべくその建物等、市の関係の施設、それから空き地があればそこへ立てさせていただくということで、それは地図看板になると思います。例えば2メートルの幅があるとか、高さがあるとかという、多少大きい看板をつけさせていただくと。

そして、もう1点、これは商店街の方々にご協力いただかなければならいんですけども、いろいろな形で独自の看板をいろいろなところにつけていただいているということで、そういったものも少し整理させていただければなというふうに思っております。大体が角、角につけてありますと、それが数枚重なってあったりとかということもありますので、それも整理する意味も含めて目立つところにそういったものを置きたいということ。

それからもう1点、ここがポイントになるんですが、今ガイドマップ、町歩きガイドマップが出ておりますけれど、それに誘導サインに番号なり記号等を振りまして、ガイドマップのほうにもその看板の位置の記号あるいは番号を振って、地図上で迷ってしまう人が町中で多いという話も聞いておりますので、その番号を見ればここがどの位置だよということがわかるような形に、これについては観光協会等と協議を内々にはしておりますけれども、そういうものをつくってうまくリンクすればいいのかなというふうに考えております。もちろん予算の結果、30枚が40枚になる可能性はありますが、今のところそういう形で考えております。

あとは、景観にも配慮したものをつくっていくということで、それについては関係課と協議しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議席配付させていただきました仮称下田認定こども園建設基本計画策定業務でございます。お手数ですが、ご用意のほうお願いしたいと思います。

こちらの10ページのほうをご覧いただきたいと思います。10ページの右側3の2のゾーニング計画というところがございます。こちら黄色く表示されてございますのが認定こども園建設用地、隣がサンワークということで、その裏手の北西側ですね、ちょうどサンワークと高齢者生きがいプラザの裏手の白くなった部分、こちらが今回補正予算計上させていただきました土地でございます。

こちらにつきましては、基本計画策定におきましても、この用地を取得して駐車場として活用したいなというところで、昨年度から地主さん、所有者の方と交渉させていただきましたけれども、ちょっと承諾を得られないままでございました。しかし、交渉の結果、4月下旬には買収に応じてよいというふうなお話をいただいたため、今回予算計上させていただきましたものでございます。こちらにつきましては、法簿、現況とも山林でございます。面積9,917平米ということでございまして、1筆で買収をさせていただきたいものでございます。以上でございます。

それから認定こども園、それから下田保育所の安全性、その辺についてご説明させていただきますと、こちらの認定こども園の計画につきましては、平成22年度の幼稚園保育所再編整備計画ということで、こちらにございますように26年度における配置計画、認定こども園、下田幼稚園、下田保育所の3園体制ということで整備計画をいただいております。やはり耐震性を有しております下田保育所と下田幼稚園を再編の基幹施設として、それから施設の効率的な整備、幼児教育と児童福祉の両立を図るという目的でこども園の制度を導入させていただいたものでございます。やはり市といたしましては、正式な手続を踏まえて作成したこの計画に沿って再編整備のほうを推進していきたいという方針でございます。

また、下田保育所におきましては、やはり今現在幼稚園、保育所の職員とともに防災対策研究会というようなものも設置してございまして、また、昨日もちょうど津波避難訓練のほうを行っていただいたようです。ちょうど私どもこちらで参加はできなかったんですが、そういうときに、やはりうちの職員は常にいるわけではございませんけれども、うちの職員も参加して、大体10分程度で避難が完了したというようなことでございますので、なるべく下田保育所のゼロ歳、1歳児、そういったお子様たちは認定こども園のほうに入っていたくというようなことで、それからまた県の第4次被害想定、そういったものを踏まえて避難訓

練の充実といったものに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 活力ある商店街づくりで誘導サインの設置ですね。今、隣の岸山君と話をしていたんですが、防災上の観点からの避難等々の案内なんかもそれに加えられたらというふうな案もありまして、ごちゃごちゃになると案内板がどこまで有効性を持つかわかりませんが、そういうふうなことも一応は加味して考えてください。そこら辺のところをお願いします。

それと、認定こども園なんですが、訓練、月に1回ずつやるという話も聞いております。しかし何せ乳幼児です。まして予想される震度が6強、予想される津波が最大25.3メートルですから、この再編整備計画が出たときとは状況が違うわけですね。再編整備の計画のときには耐震性を基準にして、下田保育所は耐震性があるからということで残されたというふうに思っていますが、耐震性だけじゃなくて津波対策ということが、より重要な課題となっていると思うんですよ。そこら辺のことを考えるときに、地理的な条件からいったら、あそこは非常に悪いと、交通の便、車の出入り等々に関しても非常に道が狭くて動きがとれないところにあるというふうなこともあったりして、そのころの平成22年ですか、に決められたと言いましたが、状況が変わってきてるんですから、変わったらそれに対応するようにしていくべきじゃないですか。そこら辺のところを建設計画等々、9,900万円ですか、一つの数字も出てますが、そこら辺のところを加味したとしても、新たな状況の中で新たに園児たちの安全性をどうやったら守れるかということを考える必要があるんじゃないですか。そこら辺のところをまだ今からでも考えれば間に合うというふうに、これは決定ではないんですから、そこら辺のことを思ったら、考え直していただければなというふうに思いますがいかがでしょう。

議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、議員さんが大変心配をさせていただいているということで、さきの全協のときにも、この件については議員の皆さんが大変心配だと、こういうようなご意見をたくさんいただいたところでございますけれども、私たちはこの基本計画、当初は第三保育所もあその場所に認定こども園をつくらうと、そういうことで、しかしながら東日本の大震災が起きまして、それによってあの場所はもう到底建てることはできないということで、今予定しているところに計画をさせていただいたわけでございます。

そして今回、今、議員さんからもご指摘がありましたけれども、津波高が25.3メートルということ、これに対応することを考えるということになりますと、今、認定こども園を計画しているところを、さらに下保あるいは下幼の子供たちを収容できるような大きな認定こども園をという、そういうことが簡単に考えるとそういう案も考えられるかなと思うんですが、実際のところ予定しています認定こども園は、180人規模で今考えているわけですね。そして、予定している3園になったときの下田保育所は120人程度、そして下幼は105人程度を考えているわけですが、そうしますと、その全部を足しますと405という数になります。そうしますと405人の乳幼児を抱える、収容できる、そういう園をつくるということが現実的には大変難しいというように私は思います。

そういう意味で、今回下田幼稚園の落石があったわけですがけれども、下田幼稚園も高さ的には15メートル程度ということでございますので、とても25.3メートルには足りない、こういうことになりますと、下田幼稚園の安全確保ということも、さらに考えていく必要があるんだろうと。そうしますと、現状では私は下幼の安全確保につきましては、しっかりした恒久的な対策をとって、さらにそこには一般の市民の皆さんも避難してきますので、危険な状況になれば、さらに高いところに避難できる、こういう状況も必要ではないかなと、そういうことができれば、下田幼稚園は何とか対応できるのではないかと、このように思っています。

下田保育所につきましては、私は今議員さんからお話があって、園長さんが訓練をしていると、そういうことで、私たち教育委員会は下小も今度は影響があるわけですがけれども、まずは訓練によっていかに短時間に全員の子供を避難するか、これが非常に大事ではないかなということで、現状では保育園にもお願いをしております。

そういう中で、今回訓練をしていただいたということなんですが、昨日の訓練も実際には10分ちょっとで全員が高台に上がることができたと。さらに訓練を積み重ねれば、そしてさらに1歳児、2歳児の避難が非常に大変だと、こういうお話でございました。そのお話の中で乳幼児の避難用のリヤカーがあと二、三台あれば、さらに早く8分ぐらいで避難を完了することが可能ではないかと、こういう話もされておりました。これは、根本的な問題ではないと思えますけれども、いずれにしても現状では、こういう形でまずは地震に耐えられて、そして高台に避難をしていく、その時間を極力短くして安全かつ迅速に高台に逃げるということで、今お願いをしております。

ですから、先ほど申しましたように認定こども園が、大きな認定こども園が果たしてそれ

が適当かどうか、非現実的ではないのかというこういう議論も必要になるうかと思えます。  
と申しますのは、今下田小学校でも全校生徒が子供たちが276ですよね。下田小学校の子供たちよりも、さらに大きい数の乳幼児を抱えた施設、これが本当に保育あるいは幼児教育の環境にとっていいかどうか、こういうところも十分議論をしていく必要があるのではないかなど、このように思います。現状ですね、こういうご心配をいただく、これについてもまた十分検討して最終的によりよい安全確保ができる、そういう施設にしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 何度も言うようですが、下田幼稚園の場合は教育長の言うとおりだと私も思います。あそこはもっと高台に逃げられる避難経路をつくれば、それなりに幼稚園は3歳から5歳ですから、ある程度自分の足で歩くこともできますし、その後上に行くということであれば道路を行ったりとか、通れるようになって、その上へ逃げるということで道がつくれるのであれば、ある程度の安全性は確保できるのかなと思います。

しかし、下田保育所は状況が違うと思います。子供たちゼロ歳から1歳、2歳の子供たちがおりますし、何せ場所、立地条件が違います。避難すれば、避難訓練をやれば何とかなるという、それは平時においては何とかなるかもわかりませんが、実際にみんな大人たちも自分が我先に逃げるようなときに、地域との避難訓練なんかはまだ一度もやられてないらしいし、そういう周りの人たちとの協力関係もまだ全然できてないし、そういうところで果たして職員二十数名と言われていますが、調理員等も入れて、その人たちが100名からの1歳、2歳、ゼロ歳児まで含めて、そういう人たちが抱えて逃げられるのかどうなのかというふうなことは、これは避難訓練すれば大丈夫ですよというような問題じゃないと思います。

今、新たにこれからそういう認定こども園をつくらうというときですから、そういうことも加味しながら状況の変化に合わせて新しいものをつくっていけばいいんじゃないかというふうに思うんですが、今まであったものがあって、人数を合わせると280ぐらいになりますよね。今予定しているのが180人であと100人ぐらい、280ぐらいの規模のものになる、幼稚園は置いておいてね、それが小学校よりも多いから現実的ではないなんていう、そういう考え、そういうことで子供たちの安全を切り捨ててもいいのかどうなのか、非常に僕は疑問に思います。これはもうご答弁いただかなくてもいいですが、そういう意見があるということを十分考えておいてください。

以上です。

議長（大黒孝行君） 要望でいいですか。

5番（鈴木 敬君） はい。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

10番。

10番（田坂富代君） 先ほど、伊藤議員の質疑の中で繰越金のことが出ました。今年度の補正財源と使える金額としてはどのくらいかという中では、余りないよということなんだろうなと思うんですが、財調には4億積むよというお話であったのかなと思いますが、ちょっとその辺の確認だけもう一度させていただいてよろしいでしょうか、少し説明も。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 先ほど伊藤議員にお答えした数字は、繰り越しが4億だと、丸々財調に積むとしたら6億5,000万ほどになるよというお話をさせていただきました。24年度の補正財源といたしますか、基本的にはまた市長もかわりますので、その状況がまた変わってきた時点で何にまた投資するのか、どういう手当てをするのかというのは、そこでまた議論されると思います。

基本的には、今喫緊の課題というのがあります。その手当てと今後こども園の造成工事費の設計が上がってきます。そこで幾らになるかというのが決まってくるので、その辺の手当て等を考えましても、かなりの金額いきますので、財調自身は5億円ぐらいになっちゃうのかなというような気がしています。今後、歳入の関係がまた税務課のほうもいい数字を出してもらえばいいんですが、そちらのほうも見ないとなかなか明言できるといった状態ではありませんので、ある程度の繰り越しの中から手当てをしていかなければならないというふうには考えています。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 企画財政課長のお話から聞いていますと、やはり大変厳しい状況であるなというのは間違いはないと思うのです。財調に積んだといっても、後年度の事業実施ということがありますので、大変厳しいなというふうに私は思っています。

そういった中で、今回議席配付をされました給食センターでございます。この給食センターが、総合計画のほうでは5億円余りの事業費だったと思います。今回提示されたのは8億円、この後、どうなっていくのか知りませんが、約3億ぐらいの差があるなというふうに見たわけでございます。



今、この給食センターの事業について質疑する場ではございませんので、ただちょっと大きな問題が出てくるのではないかなということでご指摘をさせていただいているんですが、そもそもなぜ給食センターを統廃合してつくることになったのかといえば、これはもう集中改革プランの行革であるということは間違いのないことございまして、この集中改革プランの積み残しが第4次下田市総合計画の重点事業になったわけです。庁舎、給食センター、認定こども園、この3つですね。きっちりと実施するために財政計画までつけて、総合計画を出して、私たち議会は議決をしてるわけです。本当に実施ができるのかどうなのかということをとっても心配をしたわけです。というのは、現金がないなというように思ったからです。

先ほど、伊藤議員が国保の問題に関しても大変厳しいということの質疑をされたわけなんですけど、乾いたぞうきを絞らなくてはならなかった平成18年度、その当時よりも現金がないという点では、より深刻な状況だと私は思っています。ぜひ、くれぐれもですね、雑な財政運営となりませんようお願いを申し上げて質問を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございますか。

1番。

1番（竹内清二君） 建設課の所管でございます5150事業、都市計画総務事務についてお伺いいたします。

この中で、下田市都市計画マスタープラン改正業務委託ということで230万計上されておりますが、昨今言われております市庁舎の建設が目的、当然改正をするということであればその改正目的があるかと思いますが、市庁舎の移転に伴う都市計画の変更なのか、あるいは縦貫道、第2期工事、昨日お話がございましたが、こちらに関するマスタープランの目的なのかに関してちょっと明確にお答えいただきたいなと思います。

あわせて、これは今年度に終わらない多分事業になるかなと思うんですけども、これについてのスケジュール、今後の次年度以降の予算計上状況も教えていただきたいと思えます。

もう1点、この前にあります下田市都市計画原案住民意見集約業務委託ということがございますが、こちら多分マスタープランに関する住民同意形成に係る件だと思いますが、その書類の業務についてもお聞かせいただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） それでは、竹内議員のご質問4点ほどあろうかと思えますので、整理をさせていただきながら、お答えをさせていただきます。

まず、今回の補正は補正予算書の事項別明細書のお手元の予算書になりますが、事項別明細書の32、33ページでございます。7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。都市計画に関する事務事業の中の都市計画マスタープラン見直し改定の業務を行うため、歳出の増額予算を提出させていただいているものでございます。6月議会への提出理由につきましては、各議員さんご承知のとおり、平成23年3月11日の東日本大震災を経て、防災また減災の観点からまちづくりの設計図であります都市計画マスタープランを見直し、改定をすることにより災害に強いまちづくりの指針を見直し策定するためのものでございます。

今年度の取り組みといたしましては、南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高について平成24年3月31日第1次報告がなされ、下田市における最大津波高が25.3メートルと判明をした件、また第4次地震被害想定の方針スケジュールが平成25年6月公表予定とされたこと。また、庁舎の高台移転計画が具体化してきたこと等の状況の変化を踏まえまして、津波防災のまちづくりを加味した都市計画マスタープランに見直しをするものでございます。そういうための経費ということで、この時期に補正のお願いをしているものでございます。具体的には、今申しました第4次地震被害想定等の状況の変化に対応するため、平成18年3月策定の下田市都市計画マスタープランの検証、課題の整理等を行うものでございます。

あわせて、来月初旬より説明会に入ります伊豆縦貫自動車道に係ります都市計画原案の説明会におきましても、もともと都市計画による道路として将来のまちづくり施設計画に位置づけられ、都市計画マスタープランの一部として構成をされていることから、この説明会における都市計画としての意見集約を行い、マスタープランに反映をさせる基礎資料を作成するものでございます。これらの事業を行う予算区分として意見の集約、現状分析、検証、課題整理等の業務委託、委員会開催に伴う報酬、まちづくり懇話会開催経費の報償費等、また夜間会議が中心となることから職員の時間外手当も必要とされることから、予算の要求をさせていただくものでございます。

それから、事業スケジュールでございますが、本年度は今説明をいたしました基礎調査、マスタープランの現状の検証、課題の整理等が中心になるかと思っております。それから次年度になりますが平成25年度は第4次被害想定も公表されることから、第4次被害想定に対する検証、整理、全体構想、方針検討、こういうものが中心の業務となるかと思っております。

それから、平成26年度には全体構想、方針の決定、素案の作成、こういうことを目指すところでございます。平成27年度にプランの方針の策定、実現化の方針の策定等を行うことで取り組

んでいくということで予定をしている事業でございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） ありがとうございます。

1点答弁漏れがございます。意見集約書の件。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（土屋範夫君） 失礼をいたしました。意見の集約といいますのは、昨日もご説明しましたけれども、都市計画の位置づけで伊豆縦貫道、これも都市計画に分類される業務の中の1つの都市計画原案、ざっくりばらんに言いますと、道路の部分の網かけをする都市計画、これも都市計画法に基づきます業務で下田市の都市計画審議会、県の都市計画審議会に事業が流れていく話でございますが、そのための地元説明会での意見の中に当然情勢の変化の中で伊豆縦貫道の網かけだけが先行していくような形で説明会の位置づけも一部ありますので、そうすると冒頭言ってますように、あくまでもまちづくりの指針の中での総体的な話はそういうところがまちづくりの根幹をなすものでございますので、伊豆縦貫自動車道の本線都決が都市計画決定が先行するという中でいろいろな意見も地区に入っていく場合は、必ずあるかと思っておりますので、そういう意見が次のまちづくりの都市計画マスタープランのほうに反映させるための意見の集約、課題の整理ということで、4年をかけて目標として進める都市計画マスタープランの中にそういうものが反映して、伊豆縦貫自動車道と我々が身近に使うアクセス道路、こういうものあるいはまちづくりがきちっとネットワークされて、よりよい環境を構築する都市づくりに寄与するための事業だと、このように理解をして取り組んでいく所存でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） ありがとうございます。熱い思いが伝わってまいりました。

まず、マスタープランの作成については、都市計画の中で結局今おっしゃった防災、減災の件と道路に関してというのは、ある意味時間軸がちょっとずれてるような形だと思うんですね。道路に関しましては、昨年度ですか、閣議決定されて第2期工事のところはもう本格的に始動した、1期工事もあわせて県も審議してくれよということで、これはある意味長年のスケジュールにのっとった形でずっとこられていたと思うんですね。そのまた別枠と申しますか、防災や減災に強いまちづくりを目指すこのマスタープランの改正については、ある

意味3.11が基軸となって、あるいは今回の市庁舎の建設等用地等の関係も相まって今回それを余儀なくされているという側面も正直あると思うんですね。

ただ、やはり例えば先ほど課長おっしゃいました第4次被害想定を待って、災害に強いマスタープランを作成するというスケジュールと2期工事に関するスケジュールというのが、当然同じマスタープランをつくるという結果になるであっても、そのあたりが例えば2期工事に防災のほうを待ってからじゃちょっと遅くなるよとか、そういうスケジュールの相違が生まれられないような形のスケジュールングといたしますか、工程をしっかりと綿密に、これは県との協議が非常に重要になってくると思います。あくまでも、今の市の立場としてみれば、庁舎の建設というものが最重要課題の一つではあるかと思いますが、マスタープランという見方、都市計画法に基づくマスタープランの作成というのは、またちょっと別の側面があるということをご認識の上、今後取り組んでいっていただきたいなと思います。これは要望としてお伝えさせていただきます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時43分休憩

午後 3時53分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第35号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 55ページの一般会計繰入金の中の4節の財政安定化事業繰入金800万の減額になっているわけですが、係数の変更によるということでの説明が先ほどあったかと思うんですが、この点についてもう少し詳しく事情をお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 今回、財政安定化の事業繰入金800万円の減額になっております。ここには年齢差、60歳以上の部分と国保税の負担能力、こういった部分がありまして、今回国保税の負担能力差による分でございます。

まず、ここは地方交付税で措置されている分でございます。今回のこの800万については、国保税の負担能力差でございます。軽減を受けている世帯、これが先ほど50%近い世帯が軽減を受けているわけですが、これに応じて国が地方交付税を措置するというこういった部分でございます。ところが、これが数字が昨年まで40%のラインからの負担を交付税措置されていたんですが、このラインが44%に上がったことがまず1点。

それと、補正係数という掛け算、掛ける部分が34%を掛けてたわけですが、これが26%に減額になったという、こういった部分でございます。これについても、地方交付税が減額されておるわけですが、この辺についても県を通じて、こういったものの代替措置等があるのかどうなのか、これが示されたと同時に私のほうもこういった部分、減額になった部分の代替措置についてどうなるのか県のほうには照会しております。そういったことです。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はないようでございます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

なお、16日、17日は休会とし、明日の15日、18日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いします。19日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 3時56分散会